

砥 部 町

障がい者計画

第 7 期障がい福祉計画

第 3 期障がい児福祉計画

令和 6 年 3 月

愛媛県砥部町

目次

第 1 部 計画の概要と本町の現状	1
第 1 章 計画の概要	2
第 2 章 計画策定の社会的背景	7
第 3 章 障がい者を取り巻く現状	12
第 4 章 本町の課題まとめ	24
第 2 部 障がい者計画	45
第 1 章 計画の基本的な考え方	46
第 2 章 施策の展開	50
第 3 部 第 7 期障がい福祉計画および第 3 期障がい児福祉計画	65
第 1 章 第 6 期計画の進捗状況	66
第 2 章 令和 8 年度の成果目標の設定	76
第 3 章 その他の活動指標	84
第 4 章 障害福祉サービスの見込量	85
第 5 章 児童通所支援等の見込量	91
第 4 部 計画の推進にあたって	93
第 1 章 計画の推進体制	94
第 2 章 計画の周知および点検・評価	95
資料編	97

※「障害」「障がい」の表記については、原則「障がい」と表記しています。
ただし、法令や制度、団体などの固有名詞等については「障害」と表記しています。

第Ⅰ部

計画の概要と本町の現状

第Ⅰ章 計画の概要

Ⅰ 計画策定の趣旨

障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「障害者基本法」は、平成23年8月に改正され、目的規定の見直し(共生社会の実現等)や、障がい者の定義の見直し(発達障がいの規定等)など、制度や慣行における社会的な障壁を取り除くための配慮が定められました。

本町では、令和3年3月に、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「砥部町障がい者計画」を策定し、その基本理念を「ノーマライゼーション～障がいの有無にかかわらず、地域においてお互いを尊重し合い、ともに生活し活動できる社会づくりの実現～」と定め、障がい者の福祉に関する施策を、総合的、計画的に推進しています。

また同年、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」といいます。)」第88条および「児童福祉法の一部を改正する法律」第33条の20第1項の規定に基づく「砥部町第6期障害福祉計画および第2期障害児福祉計画」(以下「第6期計画」といいます。))を策定し、障害福祉サービス等の提供体制の確保や地域生活支援にかかる施策を計画的に推進してきました。

令和3年以降、国では、令和3年9月に「医療的ケア児」の定義や、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを初めて明記した「医療的ケア児支援法」が、令和4年5月に障がい者の情報の取得利用や意思疎通に関する施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました。

このような状況を踏まえ、この度、第6期計画の計画期間満了に伴い、新たな国の制度や指針に基づく「砥部町第7期障がい福祉計画および第3期障がい児福祉計画」(以下「第7期計画」といいます。)を策定します。

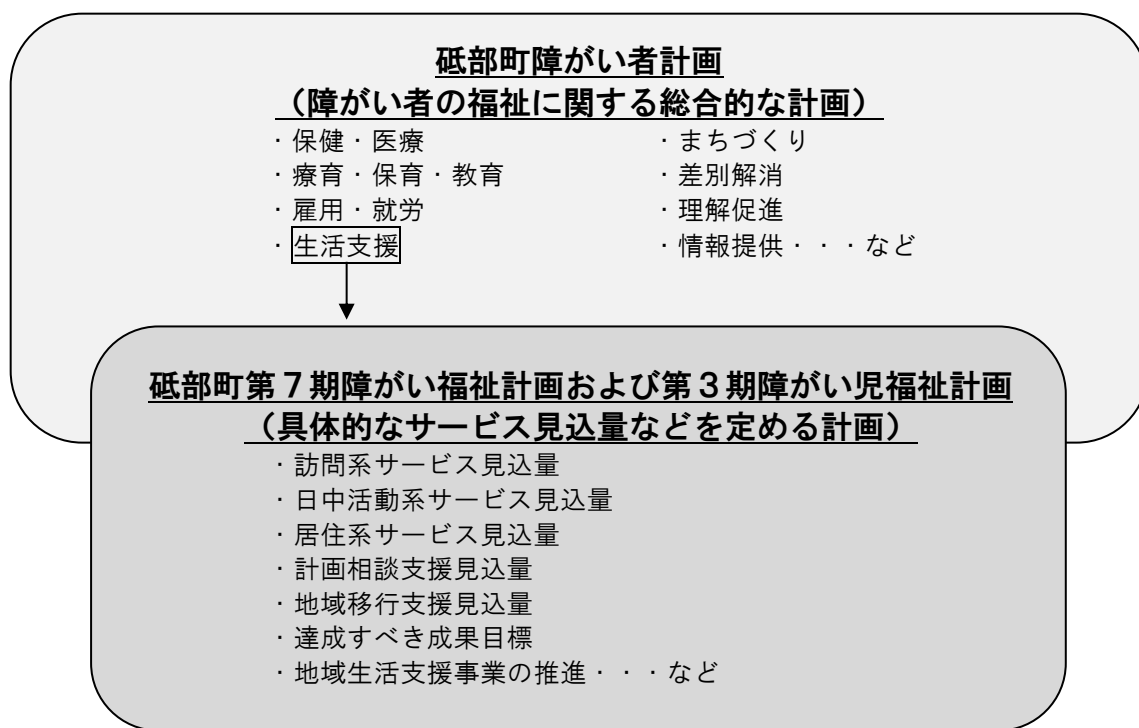
2 計画の性格

「障がい者計画」は、長期的視点に立って障がい者の生活全般にわたる支援を行うための施策を定める総合的な計画です。一方、「障がい福祉計画」および「障がい児福祉計画」は、障害福祉サービスや地域生活支援事業^{※1}等の具体的なサービス見込量などを定める計画です。

本町では、障がい者への支援をライフステージに応じて切れ目なく提供するため、現行の「障がい者計画」を踏まえ「第7期計画」を策定します。

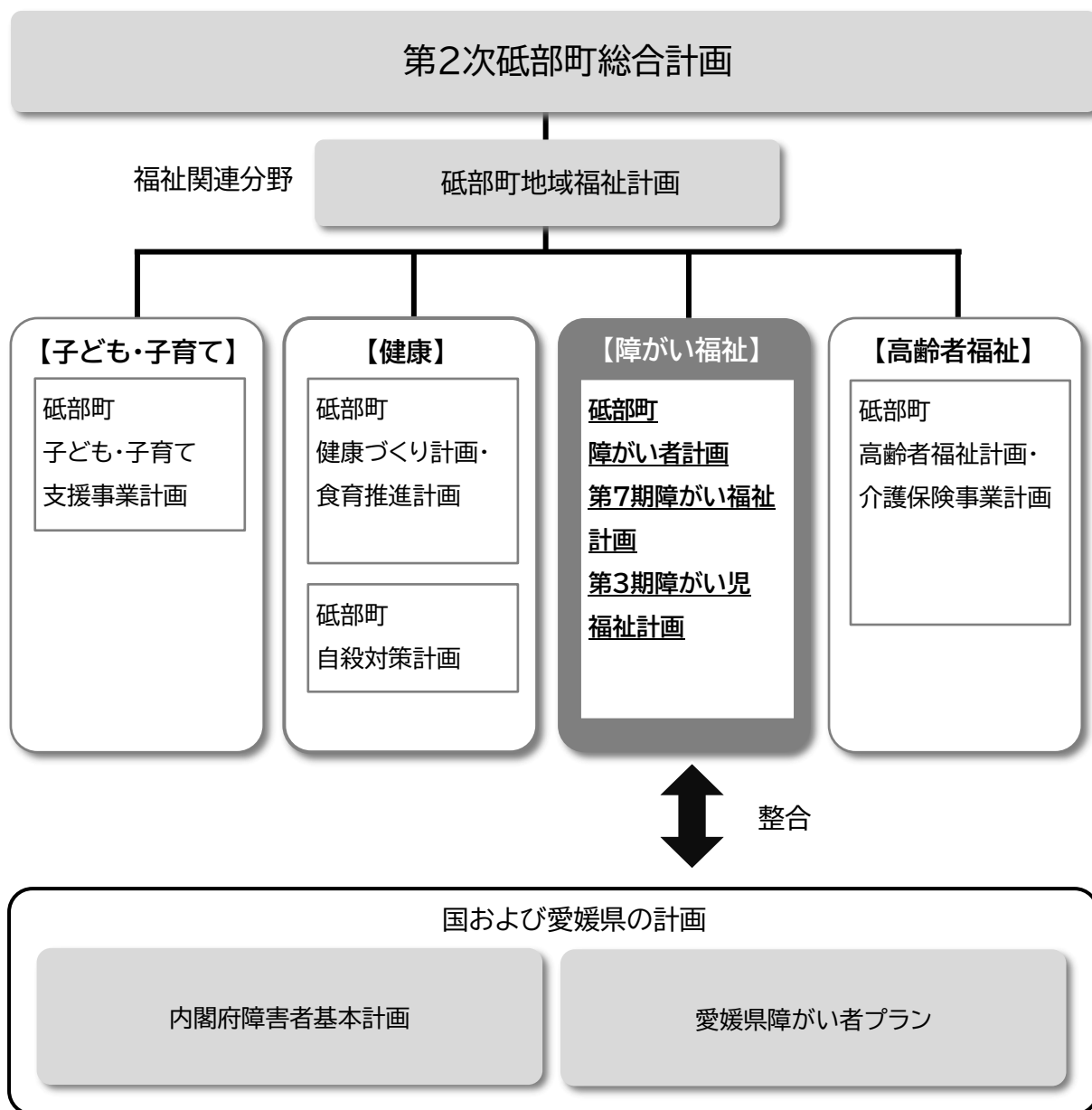
策定にあたっては、障がい者計画および第6期計画策定後の社会環境の変化や国の制度改正、本町の障がい者を取り巻く環境の変化、ならびにアンケート結果等に基づく障がい者や障がい児の現状やニーズなどを踏まえ、より実効性のある計画を目指して策定します。

【障がい者計画と第7期障がい福祉計画および第3期障がい児福祉計画の関連イメージ】



¹ 地域生活支援事業：障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、市町村等が主体となって地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業で、必須事業と任意事業に区分される。

また、「第2次砥部町総合計画」を上位計画とし、「砥部町地域福祉計画」、「砥部町子ども・子育て支援事業計画」、「砥部町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」等の関連計画における障がい者等の福祉に関する事項と調和が保たれたものとします。



3 計画の期間

「砥部町障がい者計画」の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間、「第7期計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
砥部町障がい者計画	前期計画			砥部町障がい者計画(現計画)					
砥部町障がい福祉計画	第5期			第6期			第7期		
砥部町障がい児福祉計画	第1期			第2期			第3期		

4 計画の策定方法

(1) 砥部町障害者計画等策定委員会による策定体制

計画の策定にあたっては、障がい者計画および第6期計画に基づき推進しているさまざまな施策の点検や評価、見込量の検証結果等を踏まえるとともに、砥部町障害者計画等策定委員会において、第7期計画の内容についての協議・評価・検討を行いました。

また、計画案についてのパブリックコメント(意見公募)により、幅広く意見を募りました。

(2) アンケート調査の実施

町内の障害者手帳所持者等を対象として、計画策定の基礎資料とすることを目的に、郵送での配布・回収によるアンケート調査を実施しました。

【アンケート調査の概要】

項目	18歳以上	18歳未満
調査対象者	砥部町在住の障害者手帳の所持者	砥部町在住の障害者手帳を所持する児童および児童発達支援または放課後等デイサービスを利用している児童の保護者
配布数	1,064件	115件
有効回収数	475件	57件
有効回収率	44.6%	49.6%
調査期間	令和5年8月21日(月)～10月13日(金)	
調査方法	郵送配布、郵送回収	

(3)団体・事業所、保育所・学校等意向調査の実施

障害福祉サービス等提供事業所や障がい者支援関係団体、町内の保育所・幼稚園・学校等を対象に、支援の現状や課題を把握するために意向調査(ヒアリングシート調査)を行いました。

【ヒアリング調査の概要】

項目	団体・事業所	保育所・学校等
調査対象者	町内で活動している障がい福祉に関する団体・事業所	町内の保育所・幼稚園・小中学校関係者
配布数	15件	12件
有効回収数	8件	10件
有効回収率	53.3%	83.3%
調査期間	令和5年8月21日(月)～9月19日(火)	
調査方法	郵送・メール配布、郵送・メール回収	

第2章 計画策定の社会的背景

Ⅰ 法整備等の状況

障がい者を取り巻く国の法整備等の状況は、以下のとおりです。

■障がい者に関する法整備等の主な動き(障害者基本法改正以降)

年	主な動き
平成 23年	○「障害者基本法」の改正法の施行 ・社会的障壁の除去、差別の禁止、合理的配慮 ^{※2} 、教育・選挙における配慮の規定
平成 24年	○「障害者虐待防止法」の施行 ・通報義務、立入調査権を規定
平成 25年	○「障害者総合支援法」の施行(一部は、平成26年) ・理念の具現化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 ○「障害者優先調達推進法」の施行 ・障がい者就労施設等から優先的に物品等を調達、調達方針の策定 ○「障害者差別解消法」の成立 ・差別の禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取組み ○「障害者雇用促進法」の改正 ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 ○「障害者基本計画(第3次)」の策定 ・基本原則の見直し、障がい者の自己決定の尊重を明記
平成 26年	○「障害者権利条約」を批准 ○「障害者総合支援法」の施行 ・障害支援区分創設、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化
平成 28年	○「障害者差別解消法」の施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取組 ○「障害者雇用促進法」の改正法の施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 ○「成年後見制度利用促進法」の施行 ・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策の策定 ○「発達障害者支援法」の改正法の施行 ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築

² 合理的配慮:障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。

平成 30年	○「障害者基本計画(第4次)」の策定 ○「障害者総合支援法」および「児童福祉法」の改正法の施行 ・障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 ○「障害者文化芸術推進法」の施行 ・障がい者による文化芸術の鑑賞および創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保 ○「ユニバーサル社会実現推進法」の施行 ・ユニバーサルデザイン社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進
令和 元年	○「読書バリアフリー法」の施行 ・視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する施策の策定・実施
令和 2年	○「障害者雇用促進法」の改正法の施行 ・地方公共団体に障害者活躍推進計画策定義務化、特定短時間労働者雇用事業主に対する特例給付金の支給
令和 3年	○「障害者差別解消法」の改正(施行は令和6年) ・合理的配慮の提供義務の拡大(国や自治体のみから、民間事業者も対象となる) ○「医療的ケア児支援法」の成立 ・子どもや家族が住んでいる地域にかかわらず、適切な支援を受けられることを基本理念に位置付け、国や自治体が支援の責務を負うことを明記
令和 4年	○「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行 ・障がいのある人が障がいの種類や程度に合ったコミュニケーション手段を選択できるようにすることを規定
令和 5年	○「障害者基本計画(第5次)」の策定 ・障がい者の社会参加を制約する社会的障壁の除去を明記
令和 6年	○「障害者総合支援法」の改正法の施行 ・グループホームの支援内容の強化、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の整備の努力義務化、多様な就労ニーズに対応するため「就労選択支援」を新規創設

2 障がい福祉計画および障がい児福祉計画にかかる基本指針

国では、障がい福祉計画および障がい児福祉計画策定にかかる基本指針について、以下のとおり見直しが行われました。

■基本指針見直しの主な事項(一部抜粋)

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障がい者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
- ・強度行動障がいを有する者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を推進

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行および定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上に設定
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障がい児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障がい児への早期支援の推進の拡充
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置
- ・各都道府県および各政令市において、障がい児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置

発達障がい者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成の推進
- ・発達障がい者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を実施

障がい者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設

「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

障がい福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員およびサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい(児)福祉計画の策定

- ・障がい福祉データベースの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進

障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障がい福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握および特性に配慮した支援体制の整備

その他:地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

3 持続可能な開発目標 (SDGs) への取組

平成27年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「SDGs (持続可能な開発目標)」が採択されました。SDGsは、令和12年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と具体的に達成すべき169のターゲットから構成されています。

国ではSDGsの採択を受け、平成28年12月にSDGs推進のための中長期戦略である「SDGs実施指針」(平成28年12月22日SDGs推進本部決定)が策定され、令和元年12月には同指針の改定が行われており、「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」をはじめとした8つの優先課題と課題に取り組むための主要原則が掲げられています。

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、共生社会の実現に向け、障がい者施策の基本的な方向を定める障がい者計画および第7期計画(以下「本計画」といいます。)でも共通する普遍的な目標でもあります。

障がい者施策の推進にあたっては、SDGs推進の取組とも軌を一にし、障がい者のみならず行政機関・事業者などのさまざまな関係者が共生社会の実現という共通の目標の実現に向け、協力して取り組むことが求められており、本町においてもこの考えに則り、施策を展開します。

■SDGsの17の目標



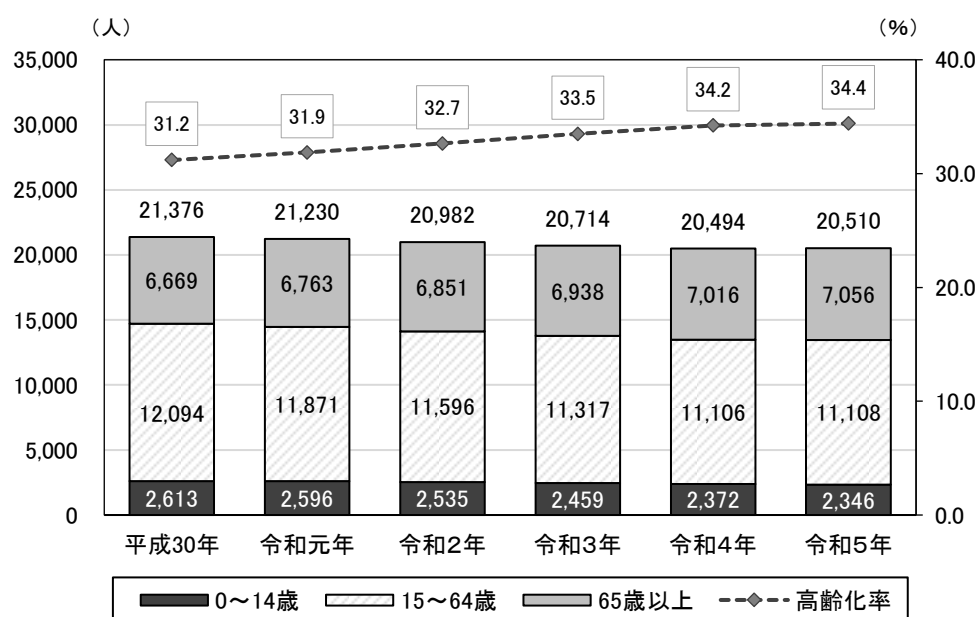
第3章 障がい者を取り巻く現状

Ⅰ 人口と世帯数の状況

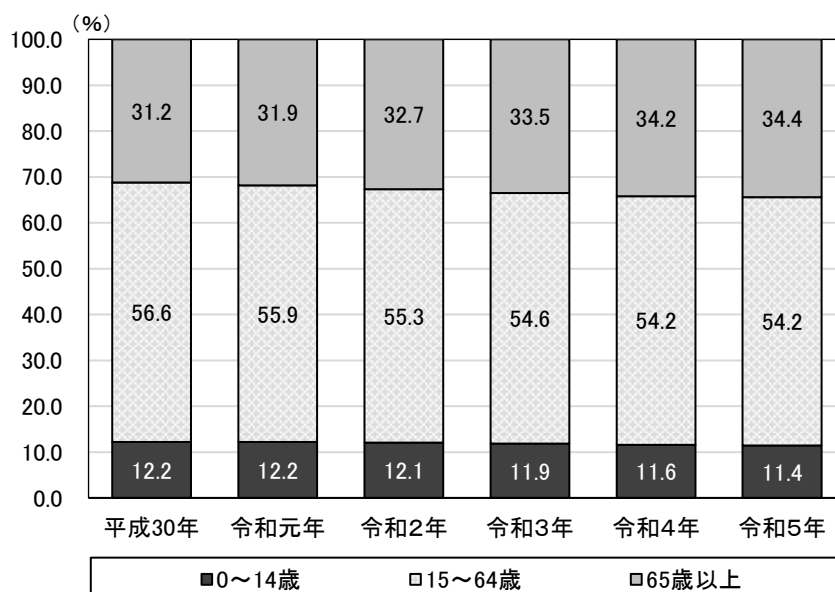
本町の総人口は、令和5年で20,510人となっており、平成30年からの6年間で866人(4.1%)減少しています。

年齢3区分人口比率をみると、年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)が減少している一方、高齢者人口(65歳以上)は増加傾向にあり、高齢化の進行がみられます。

◆年齢3区分別人口の推移



◆年齢3区分別人口比率の推移



資料:住民基本台帳

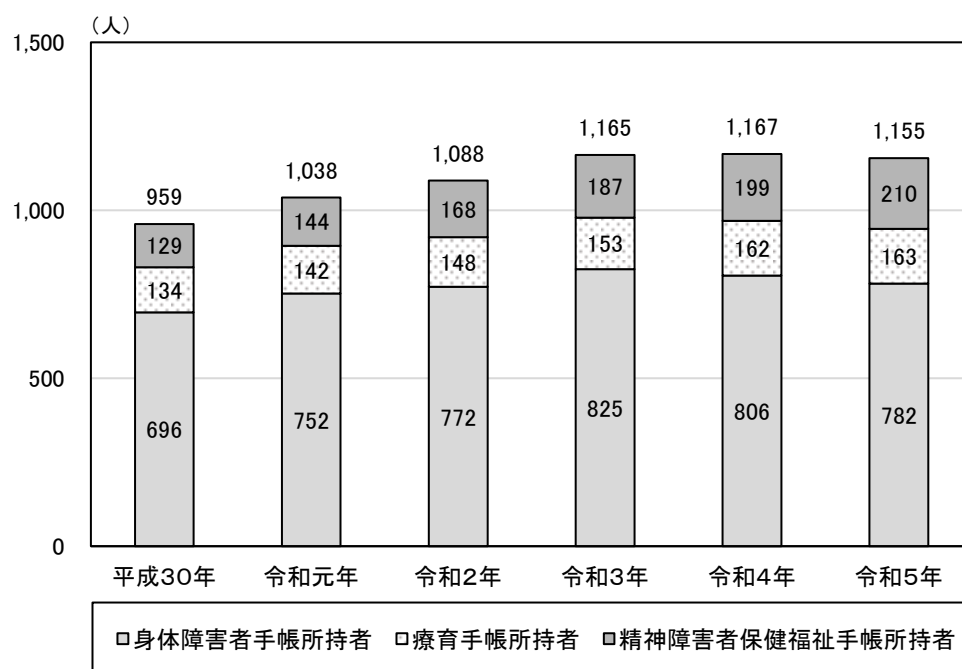
2 障がいのある人の状況

(1)障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数の状況をみると、令和5年現在1,155人となっています。

手帳種別にみると、身体障害者手帳所持者は782人、療育手帳所持者は163人、精神障害者保健福祉手帳所持者は210人となっています。

◆障害者手帳所持者の推移



資料:介護福祉課(各年4月1日現在)

(2)身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者の状況をみると、全体の所持者数は令和3年以降減少しており、年代別では「65歳以上」が全体の約8割を占めています。

障がい程度別にみると、「1級」が最も多く、次いで「4級」、「2級」と続いています。

障がい種別にみると、「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」、「視覚障がい」、「聴覚・平衡機能障がい」と続いています。

◆身体障害者手帳所持者の推移

単位:人

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合計		696	752	772	825	806	782
年代別	18歳未満	6	10	10	9	8	8
	18～64歳	170	166	170	164	158	152
	65歳以上	520	576	592	652	640	622
障がい 程度別	1級	233	256	269	300	293	277
	2級	105	113	111	118	112	107
	3級	108	113	112	114	105	102
	4級	174	186	195	205	202	200
	5級	38	42	44	46	48	49
	6級	38	42	41	42	46	47
障がい 種別	視覚障がい	42	44	46	46	47	51
	聴覚・平衡機能障がい	43	46	50	53	52	51
	音声・言語・ そしゃく機能障がい	9	9	8	8	7	8
	肢体不自由	377	407	412	430	422	403
	内部障がい	225	246	256	288	278	269

資料:介護福祉課(各年4月1日現在)

(3)療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者の状況をみると、全体の所持者数は増加しており、年代別では「18～64歳」が全体の約7割を占めています。

障がい程度別にみると、「B判定」が「A判定」よりも多くなっています。

◆療育手帳所持者の推移

単位:人

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合計		134	142	148	153	162	163
年代別	18歳未満	35	35	38	31	35	36
	18～64歳	93	101	104	115	118	118
	65歳以上	6	6	6	7	9	9
障がい程度別	A判定	36	42	43	42	45	43
	B判定	98	100	105	111	117	120

資料:介護福祉課(各年4月1日現在)

(4)精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況をみると、全体の所持者数は増加しており、年代別では「18歳～64歳」が最も多くなっています。

等級別にみると「2級」が最も多くなっています。

◆精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

単位:人

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合計		129	144	168	187	199	210
年代別	18歳未満	4	4	5	7	7	8
	18～64歳	106	120	136	151	162	174
	65歳以上	19	20	27	29	30	28
等級別	1級	13	13	15	14	11	12
	2級	91	103	114	123	132	142
	3級	25	28	39	50	56	56

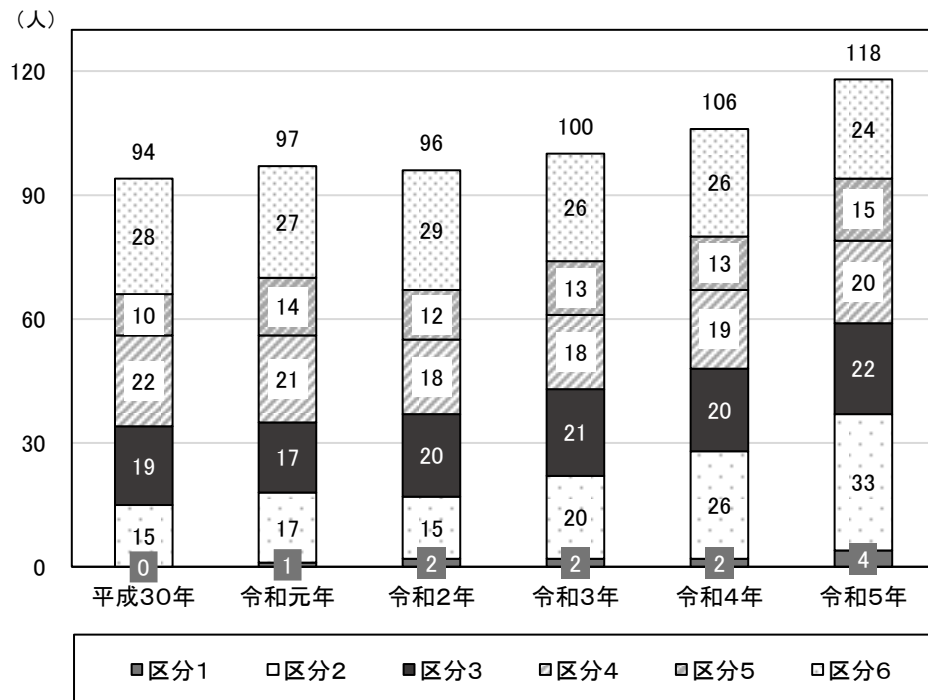
資料:介護福祉課(各年4月1日現在)

(5)障害支援区分認定者の状況

障害支援区分認定者の状況をみると、全体の認定者数は増加傾向にあり、平成30年から令和5年にかけて24人増加しています。

区分別にみると、「区分2」が最も多くなっています。

なお、児童通所支援の利用者の増加に伴い、区分認定を必要としないサービス利用者も増加しています。



◆障害支援区分認定者数の推移

単位: 人

単位(人)	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
区分認定なし※	142	149	160	168	167	179
障がい児	53	63	70	74	74	88
障がい者	89	86	90	94	93	91
合計	94	97	96	100	106	118
区分1	0	1	2	2	2	4
区分2	15	17	15	20	26	33
区分3	19	17	20	21	20	22
区分4	22	21	18	18	19	20
区分5	10	14	12	13	13	15
区分6	28	27	29	26	26	24

※区分認定なしは、障害支援区分認定を必要としないサービス利用者

資料: 介護福祉課(各年4月1日現在)

(6)就労の状況

障がい者の雇用状況をみると、身体障がい者雇用者数が減少している一方、知的障がい者雇用者数は増加しています。

雇用率は増減を繰り返しており、令和5年は2.34%となっています。

◆障がい者の雇用状況

単位:人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
①算定基礎労働者数	165	240	244	255	244	256
②障がい者雇用者数	4	5	4	5	6	6
身体障がい者雇用者数	4	5	4	3	3	3
知的障がい者雇用者数	0	0	0	2	3	3
雇用率(②/①)(%)	2.42	2.08	1.64	1.96	2.46	2.34

資料:総務課(各年6月1日現在)

(7)障がい児を取り巻く教育環境の状況

障がい児保育の入所児童数は、令和5年では1人となっています。

特別支援学級については、小学校は5学級、児童数18人、中学校は3学級、生徒数13人となっており、小学校の児童数は令和2年以降緩やかな減少傾向にあります。

通級指導教室については、令和4年まで50人前後と横ばいで推移していましたが、令和5年には59人と直近で最も多くなっています。

◆障がい児保育等の状況

単位:人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
保育所・こども園の入所児童数	0	1	1	1	1	1
幼稚園の在籍児童数	0	0	0	0	0	0

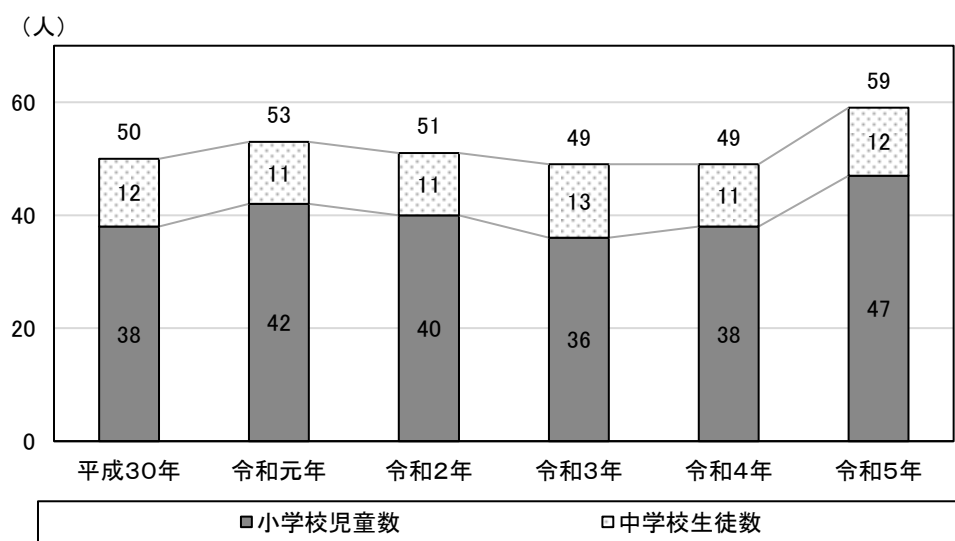
資料:介護福祉課(各年4月1日現在)

◆特別支援学級の状況

単位:人

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	学級数(級)	7	6	6	5	5	5
	児童数(人)	19	19	23	21	20	18
中学校	学級数(級)	2	3	3	3	3	3
	生徒数(人)	4	6	8	13	14	13

資料:教育委員会(各年5月1日現在)



◆通級指導教室の状況

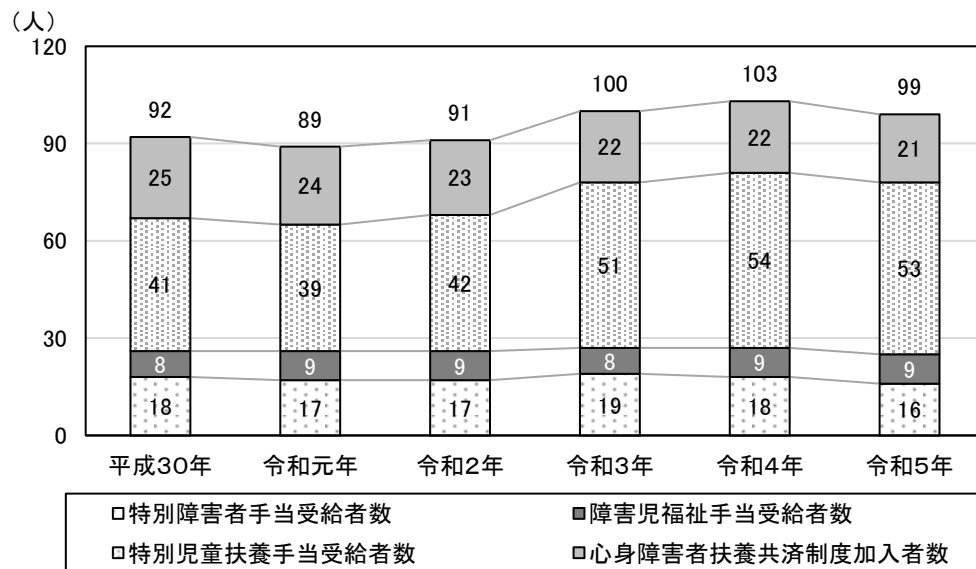
単位:人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合計	50	53	51	49	49	59
小学校児童数	38	42	40	36	38	47
中学校生徒数	12	11	11	13	11	12

資料:教育委員会(各年5月1日現在)

(8) 経済的支援受給者等の状況

障害児福祉手当受給者数は、おおむね横ばいで推移しており、令和5年では9人となっています。また、特別児童扶養手当受給者数は、緩やかに増加しており、令和5年では53人となっています。



◆経済的支援受給者数等の状況

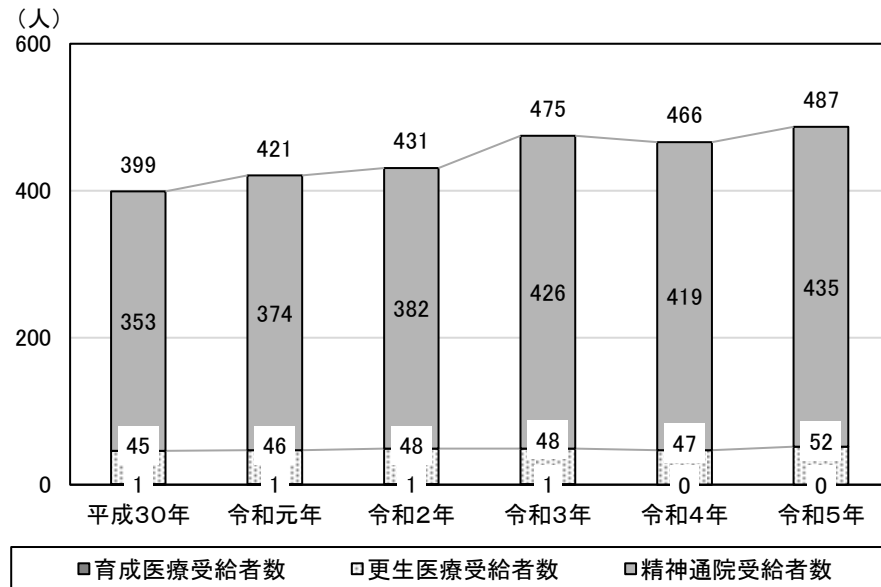
単位:人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合計	92	89	91	100	103	99
特別障害者手当受給者数	18	17	17	19	18	16
障害児福祉手当受給者数	8	9	9	8	9	9
特別児童扶養手当受給者数	41	39	42	51	54	53
心身障害者扶養共済制度加入者数	25	24	23	22	22	21

資料:介護福祉課(令和元年以前の特別障害者手当および障害児福祉手当受給者は3月31日現在、令和2年以降の特別障害者手当および障害児福祉手当受給者、特別児童扶養手当受給者は4月30日現在、心身障害者扶養共済制度加入者は5月31日現在)

(9) 自立支援医療受給者の状況

更生医療受給者数および精神通院受給者数は増加しており、精神通院受給者数は令和5年で435人となっています。



◆ 自立支援医療受給者の状況

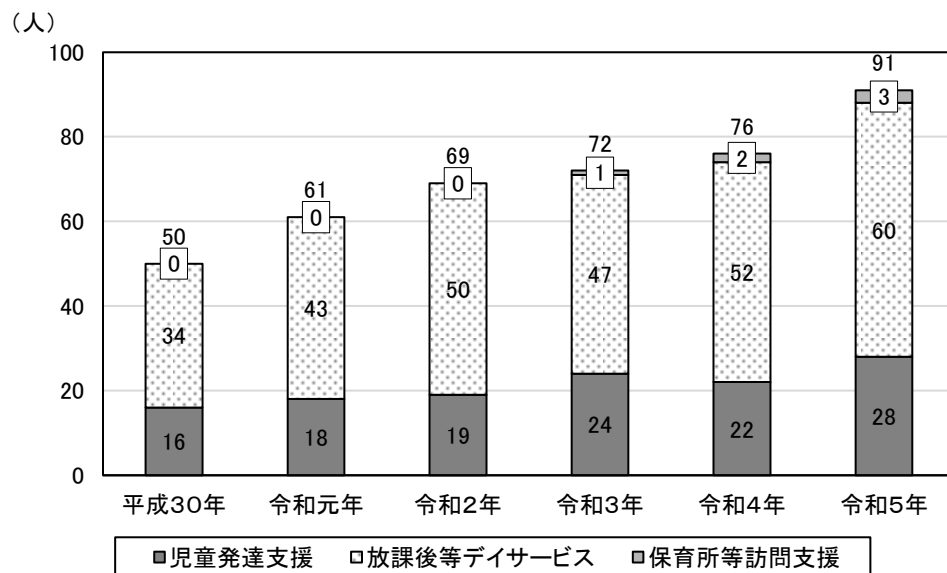
単位: 人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合計	399	421	431	475	466	487
育成医療受給者数	1	1	1	1	0	0
更生医療受給者数	45	46	48	48	47	52
精神通院受給者数	353	374	382	426	419	435

資料: 介護福祉課(各年4月1日現在)

(10) 児童通所支援の受給者の状況

児童通所支援の受給者数は増加しており、児童発達支援の受給者数は令和5年では28人となっています。



◆ 児童通所支援の受給者の状況

単位:人

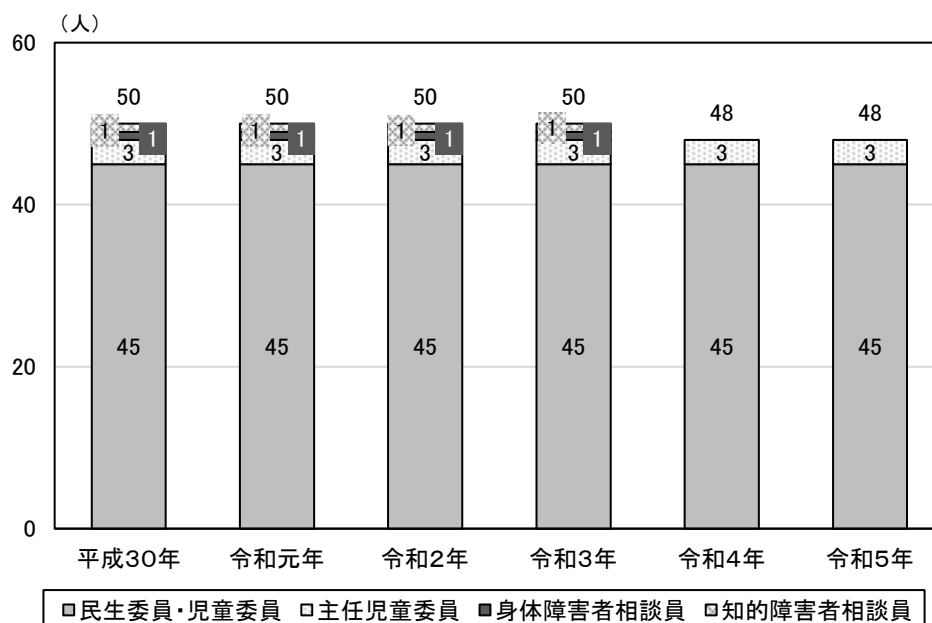
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合計	50	61	69	72	76	91
児童発達支援	16	18	19	24	22	28
放課後等デイサービス	34	43	50	47	52	60
保育所等訪問支援	0	0	0	1	2	3

資料:介護福祉課(各年4月1日現在)

3 障がい者支援の現状

(1) 人的支援の状況

民生委員・児童委員は、令和5年では45人となっています。



◆ 人的資源の状況

単位: 人

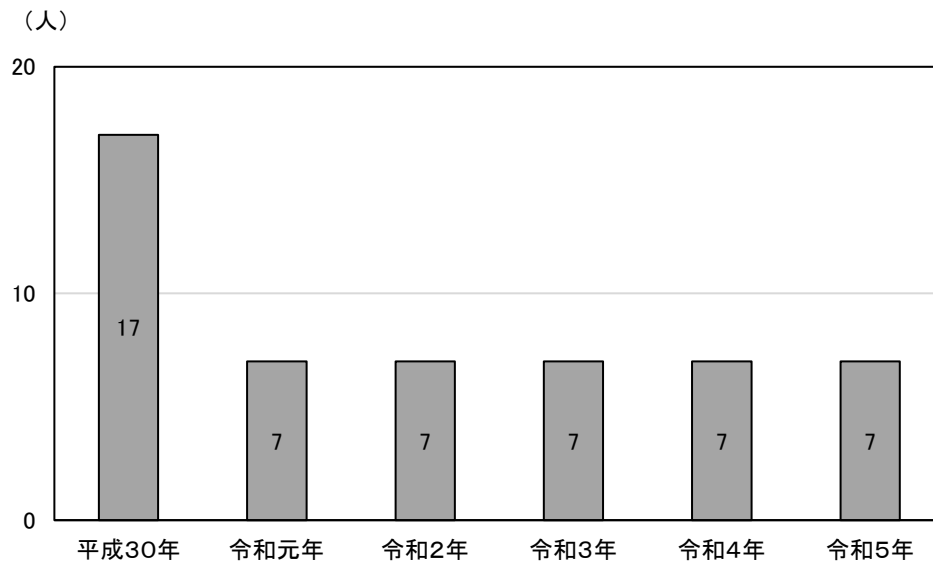
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合計	50	50	50	50	48	48
民生委員・児童委員	45	45	45	45	45	45
主任児童委員	3	3	3	3	3	3
身体障がい者相談員	1	1	1	1		
知的障がい者相談員	1	1	1	1		

※相談員については、令和3年度をもって廃止しました。

資料: 介護福祉課(各年4月1日現在)

(2)障がい者支援ボランティア団体等の登録状況

障がい者支援ボランティア団体等の登録人数は、令和5年では7人となっています。



◆障がい者支援ボランティア団体等の登録状況

単位:人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
登録人数	17	7	7	7	7	7

資料:社会福祉協議会(各年3月31日現在)

第4章 本町の課題まとめ

Ⅰ 障がい者計画の実施状況と評価からみる課題

本町では、障がい者計画に基づき障がい福祉に関するさまざまな施策を展開しています。

この度、計画期間6年間のうち中間となる3年間の終了のため、障がい者計画に基づいて実行している施策の進捗状況について、点検や評価を行い、その検証を踏まえた今後の課題を整理しました。

基本目標	1 障がいへの理解促進と差別解消
基本施策	(1)心のバリアフリーの促進
これまでの主な取組の概要	○ホームページへの掲載による啓発や人権教育基礎講座等を通じた人権教育を行いました。 ○障がい者団体が実施するイベントや体験学習を町民に周知し、障がい福祉への理解の促進を図ってきましたが、近年はコロナ禍により団体の活動が少ない状況が続きました。
今後の課題	●幅広い住民への効果的な周知啓発方法の検討 ●広報等による幅広い周知

基本施策	(2)情報アクセシビリティの向上
これまでの主な取組の概要	○ホームページの作成・運用にあたり、アクセシビリティのチェックを絶えず行い、方針に基づいた運営を行いました。 ○町内の4事業所に相談支援事業を委託し、当事者および支援者への情報提供を行いました。 ○相談支援部会により相談員相互での情報共有を図りました。
今後の課題	●町ホームページを令和6年4月から更改するにあたっての障がい者や高齢者等への配慮 ●わかりやすい表現を用いて情報を発信するための掲載内容の精査 ●障がい者が情報を入手しやすい提供体制の整備

基本施策	(3)成年後見制度等の利用促進
これまでの主な取組の概要	○「砥部町成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、計画に基づき、制度の普及啓発や利用促進を図るとともに、権利擁護支援のネットワークづくりを進めました。 ○福祉サービス利用者と事業者の間で生じた苦情について、利用者の権利を擁護しサービスを適切に利用できるよう、公正・中立な第三者機関として苦情解決援助を行う愛媛県社会福祉協議会の周知を図りました。
今後の課題	●成年後見制度の普及啓発、町の支援制度の周知 ●相談窓口の周知

基本目標	2 地域における支援体制の整備
基本施策	(4)相談支援体制の充実
これまでの主な取組の概要	○計画相談支援の充実に向け、相談支援部会により相談員の知識の向上に努めました。 ○「砥部町自立支援協議会」の有効な活用に向け、自立支援協議会に各種専門部会を設置し地域課題に取り組みました。 ○障がい理由とする差別に関する相談や紛争の防止および解決を図るため、介護福祉課の窓口での受付や関係機関と連携した相談支援体制の充実に取り組みました。
今後の課題	●相談支援部会で具体的な事例検討を行うことによる相談支援の質の向上 ●自立支援協議会と各部会の連携により地域課題の解決を図ることができる体制の構築 ●相談窓口の周知や専門的知識の習得

基本施策	(5)福祉サービス等の充実
これまでの主な取組の概要	○町内事業所の施設整備計画等を確認し、補助事業の利用促進を図りました。 ○ホームページやパンフレットに各制度について記載するとともに、障害者手帳交付時には、制度についての説明をあわせて行い、利用を希望する人がスムーズに申請できる体制を整えました。また、可能なものについてはオンライン申請のフォームを作成し、利便性にも配慮しました。 ○令和4年度中に、障がい者については22人、障がい児については23人が新たにサービス利用に繋がっており、地域での生活の質的向上を図ることができました。
今後の課題	●施設設置に対する地域の理解促進や周辺環境の整備に対する補助の検討 ●オンライン申請の拡充による利便性の向上 ●障がい者がより暮らしやすい環境を整えるための制度の充実や周知

基本施策	(6)生活の場づくり
これまでの主な取組の概要	○精神障がい者支援部会で精神障がい者にも対応した地域包括支援について検討を進めました。 ○住宅改修費の助成制度について、ホームページやガイドブック等による周知に努めました。
今後の課題	●地域生活が可能な人が地域で生活するための支援体制の整備 ●リフォーム時の支援、住宅改修費の助成制度についての周知

基本目標	3 保健・医療対策の充実
基本施策	(7)保健事業の充実
これまでの主な取組の概要	○第2次健康づくり計画・食育推進計画に基づき健康づくりの推進に取り組み、各関係機関と連携し、健康づくり事業の充実を図りました。また、健康づくり計画および食育推進計画策定委員会を年に1回開催し、各計画の進捗状況の確認等を行いました。 ○特定健診未受診者勧奨として、手紙や電話を使った勧奨を実施し、ナッジ理論を取り入れた未受診者勧奨を行いました。国保インセンティブ事業として、国保がん検診無料クーポン券事業を令和元年度から開始し、令和4年度に内容の充実に取り組みしました。 ○集合型(町内3カ所)と集会所等の出張教室型で「フレイル予防教室」、「体力測定・いきいき百歳体操講習会」、お口の体操DVDを活用した「介護予防教室」を開催しました。 ○地域住民主体で、地区集会所等で「ふれあい・いきいきサロン」を開設しました。 ○アクティブシニアボランティア養成講座を開催し、地域の支え合い活動などの担い手(有償ボランティア等)を養成しました。

今後の課題	●令和6年度に策定する第3次健康づくり計画・第2次食育推進計画と本計画の整合 ●受診率の向上（身近なかかりつけ病院での個別受診勧奨を強化するため、町内の医療機関に協力を依頼し、リーフレットを配布する等周知徹底を行い、環境を整備する。） ●専用のソフトを使った、体力と脳の健康度チェックの実施や、ipadやswitchなどデジタルを活用した脳トレ教室の開催 ●高齢者と障がい者等が取り組みやすい内容での、DX推進、デジタルシニアの育成 ●町内の障がい福祉関係事業所等での、お口の体操DVDを活用した、オーラルフレイル予防の実施 ●町内の障がい福祉関係事業所等でのフレイル予防等、出張教室型の介護予防教室の開催による、閉じこもり予防の実施 ●障がいのある人に対しての有償ボランティアによる個別支援の充実 ●住民主体の通いの場や助け合いの仕組みづくりによる閉じこもりの予防と目的や生きがいを持つ元気高齢者の増加
-------	---

基本施策	(8)医療・リハビリテーションの充実
これまでの主な取組の概要	○中予保健所の難病・母子保健係や県の難病コーディネーター、介護福祉課、介護支援専門員、障がい支援事業所等と連携し、医療相談体制の充実に努めました。 ○難病患者の個別の相談を、訪問や電話・来所で随時行い、必要に応じて各関係機関との同伴訪問を行いました。 ○障がい者福祉のしおりやホームページを活用して自立支援医療制度の普及・啓発に努め、精神疾患にかかる通院患者の自己負担の軽減を図りました。
今後の課題	●重度難病患者のレスパイト入院^{※3}先の十分な体制確保 ●本町における医師と行政の連絡会の開催などによる連携強化 ●ホームページの活用や窓口での制度のさらなる周知

³ レスパイト入院:在宅で介護している家族の休息や負担軽減を目的とする入院のこと。

基本施策	(9)心の健康づくり
これまでの主な取組の概要	○ソーシャルクラブ(精神障がい者当事者支援事業)、家族教室(精神障がい者の家族対象)の実施により疾病等の早期発見に努めました。 ○ひきこもり相談窓口(随時受付)やこころの健康相談(年6回開催・予約制)について、広報とべやホームページにて周知しました。 ○設定した相談日以外にも、随時、保健師が相談・訪問し、本人・家族の状況に合わせて地域資源の情報提供や就労支援のための関係者への連絡調整などを行いました。
今後の課題	●高齢化による家族参加者の減少、当事者の参加者の固定化 ●教室になかなか繋がらない個別のケースへの関わり ●ケースごとにタイムリーに相談に繋ぐための検討

基本目標	4 療育・保育・教育の充実
基本施策	(10)早期発見とフォロー体制の充実
これまでの主な取組の概要	○医療機関での乳児一般健康診査の実施および町保健センターでの乳幼児健診(7か月児健診・1歳6か月児健診・3歳6か月児健診)を実施しました。 ○年20回の発達相談・検査を実施し、検査結果によって個々に応じた教室、児童発達支援事業所等を紹介し、必要に応じて見学同行、引継ぎを行いました。また、事業所に繋がったあとも保護者の相談に対応し、関係機関との連携を図りました。 ○子育て支援センターとべっくら、児童館、子育て支援団体ぽっかぽか、社会福祉協議会が「とべ子育て元気ねっと」を形成し、町内の子育て情報の発信、イベント共同開催などを行い、地域での交流を推進しました。 ○令和5年より自立支援協議会に子ども部会を設立し、12月に第1回会議を開催しました。
今後の課題	●疾病の早期発見という点では、乳幼児健診はその対象時期に1回きりの受診となるため全てのスクリーニング機能を果たすのは困難(気になる乳幼児については精密検査依頼状の発行や発達相談(別日)の紹介・予約の併設を行うことでフォローできる体制を整備している) ●発達課題を有する子どもの増加による就学に向けた相談・検査の不足 ●個々の団体が把握している個人課題・地域課題の集約および支援体制の確立 ●子ども部会において、さまざまな課題についてチームで対応する体制の整備

基本施策	(11)教育・保育連携による切れ目のない支援
これまでの主な取組の概要	○各学校の特別支援コーディネーターを中心に構成される特別支援連携協議会で障がいに関わる教育の在り方を研究し、コーディネーターが自校の教職員に研究成果を伝え、障がいのある子どもについての理解と認識を深めました。 ○巡回相談および教育支援委員会で保育・教育施設等にかかる特別支援教育に関して個々の状況に合わせた支援の検討や、特別支援教育士等による効果的な支援および指導の在り方を学び、支援の充実を図りました。 ○学習面、生活面、就学、言葉の発達などについて教育相談を実施し、教育支援委員会において、保健・医療・福祉・教育の関係者が連携し就学に必要な支援体制の整備を図りました。 ○発達障がいのある子どもの障がいの特性に応じた個別の指導計画の作成およびその活用による指導・支援に努めました。 ○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、相談・支援体制の充実を図りました。特別支援教育リーフレットの見直しなどを行い、特別支援教育の理解啓発を図りました。
今後の課題	●特別支援教育担当者以外の教職員が特別支援教育について理解を深めることのできる研修の実施 ●専門的知識を必要とする発達検査員や相談員の確保 ●特別支援教育に対する保護者の理解が得られない場合の、家庭との連携や支援 ●医療や療育機関等と連携した、教育方法の工夫・改善 ●特別支援教育啓発に有効な媒体の選択

基本施策	(12)インクルーシブ教育※ ⁴ の推進
これまでの主な取組の概要	○学校生活支援員や加配保育士を配置し、個に応じた支援に取り組んでいます。 ○児童・生徒の一人一人の特性に応じた教育を実施するため、設備・備品を充実させるとともに、配慮が必要な幼児・児童・生徒に学校生活支援員を配置し、対象の障がい児が安心して学習できる環境を整えました。 ○特別支援学校の入学基準に該当する場合でも、地元の学校への就学を希望した場合は、受け入れました。
今後の課題	●障がいのある子どもを地元の学校へ受け入れるための人材や予算の確保と、専門的な研修等の受講による職員のスキルアップ ●障がいのある子どもと障がいのない子どもとの交流や共同学習に特化した事業の検討

基本目標	5 雇用・就労に対する支援
基本施策	(13)障がい者雇用の促進
これまでの主な取組の概要	○就労移行支援や就労継続支援により、障がい者の就労を支援しました。 ○公共職業安定所や「えひめ障がい者就業・生活支援センター」などの関係機関と連携し、障がい者の就労に関する情報提供に努めました。 ○就労移行支援事業所や特別支援学校と連携し、本庁勤務として3人の障がい者を雇用しました。また、就労定着支援のため、雇用後も関係機関と定期的に連絡を取り合い、連携して障がい者のサポートを行いました。 ○障がい者施設等の製品の優先的な調達を図りました。
今後の課題	●就労移行支援等の制度の周知 ●関係機関とのより一層の連携方法の検討 ●令和6年4月から法定雇用率が段階的に引上げられるため、障がい者の新規雇用の計画的実施に向けた受け入れ体制の整備 ●町で調達する物品等について障がい者施設等の製品の優先的な調達への更なる配慮 ●本町の産業を活かし、農業分野と連携した就労機会を創出

基本施策	(14)就業機会の拡充と定着の促進
これまでの主な取組の概要	○令和4年度は、就労移行支援5名、就労継続支援A型36名、就労継続支援B型88名、就労定着支援3名がサービスを利用し、知識および能力の向上を図ることができました。
今後の課題	●一般就労に移行する人数の増加

⁴ インクルーシブ教育:障がいのある子どもと障がいがない子どもが共に教育を受けること。

基本目標	6 交流と社会参加活動の促進
基本施策	(15)地域における交流機会の充実
これまでの主な取組の概要	○障がい者社会参加促進事業の実施により参加者の社会参加や交流を支援しました。 ○移動支援事業によりヘルパーの派遣を行いました。 ○タクシー利用助成事業の対象を自動車等への給油費用にも拡大し、障がい者の社会参加や経済的な負担の軽減を図りました。
今後の課題	●各団体等の受け皿の整備 ●移動支援事業の対象外となるが、単独での外出が困難である障がい者への支援方法の検討 ●移動支援事業のさらなる周知

基本施策	(16)スポーツ・文化活動等の促進
これまでの主な取組の概要	○県障がい者スポーツ協会等が実施する事業の周知を図りました。
今後の課題	●効果的な周知方法の検討

基本目標	7 福祉のまちづくりの推進
基本施策	(17)福祉のまちづくり
これまでの主な取組の概要	○公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化について配慮しました。 ○町より委嘱を受けた交通指導員(14名)において毎月20日に交通安全の登校指導を実施しました。 ○国道33号線の主要交差点の横断歩道手前に点字ブロックを設置しました。(国土交通省) ○赤坂泉公園の通路の段差を解消し、休憩所にスロープを設けました。
今後の課題	●民間施設等へのバリアフリー化に対する理解促進 ●公共施設のバリアフリー化に関する庁内体制の整備 ●高齢化に向けた交通安全対策など免許返納や運転マナーなどの向上 ●県道および町道の主要交差点の横断歩道には点字ブロックがないため、設置を検討(高尾田交差点、原町フジ前交差点、運動公園入口交差点など) ●園路の段差解消および駐車場の障がい者用スペース・多目的トイレの整備の検討

基本施策	(18)防災・防犯体制の強化
これまでの主な取組の概要	○自主防災組織の長や防災士を対象としたスキルアップ研修を開催し、避難所運営ゲーム等を通して、障がい者等への対応を学びました。 ○町防災訓練において福祉避難所開設訓練を実施しました。 ○関係機関と連携して総合防災訓練を実施しました。 ○庁内で連携し、災害時に安否確認等を行いました。 ○年に1回、民生委員に依頼し避難行動要支援者登録台帳の更新や、登録の必要があると思われる人に対して制度の説明を行いました。 ○民生委員を対象に防災講話を行いました。 ○福祉避難所開設についてのマニュアル案の作成を行いました。 ○ヘルプカード・ヘルプマーク等の普及を図りました。さらに、独り暮らし等の在宅の重度身体障がい者等(65歳以上)に対し、在宅高齢者安心生活支援事業を普及し、家庭での事故や急病、災害等の緊急事態に備えました。 ○災害時等に備えるため、日常生活用具費支給事業において非常用電源装置を支給対象品目に追加しました。
今後の課題	●自主防災組織と防災士の連携協力やスキルアップ ●各施設および各関連機関との平時からの連携協力 ●令和6年度中に個別避難計画策定委託料の検討や関係部署、作成委託予定であるケアマネージャー等との協議と優先度の検討(令和7年度より個別避難計画策定予定) ●福祉避難所開設についての指針の策定 ●学校などの指定避難所のバリアフリー化の推進 ●障がい福祉制度の周知を図り、必要な人が必要な制度を利用できるよう努める。 ●消費者トラブル防止講話等を実施するための関係機関との調整

基本施策	(19)地域福祉の推進
これまでの主な取組の概要	○社会福祉協議会と連携し、町内のボランティア活動の把握、広報啓発と参加への働きかけを行いました。 ○自立支援協議会に各種専門部会を設置し課題に取り組みました。
今後の課題	●社会福祉協議会と連携した取組の推進 ●精神障がい者支援部会、子ども部会の開催

2 アンケート調査からみる課題

(1)障がいの状況について

【調査結果の概要（ポイント）】

18歳以上	・65歳以上が過半数を占め、そのうち80歳以上が約2割を占める。 ・身体障がい者は約8割が65歳以上で、そのうち3割以上が80歳以上となっている。 ・精神障がい者の半数近くが自立支援医療(精神通院)を受給している。 ・身体障がい者の約3割が「介護保険制度の要支援・要介護認定」を受けている。 ・主な介助者(支援者)として、身体障がい者では「配偶者(夫または妻)」「子ども」が、知的障がい者では「父母・祖父母・兄弟」が多い。身体障がい者の介助者(支援者)の約4割が70歳以上となっている。
18歳未満	・6割以上が「発達障がいの診断」を受けている。 ・7割以上が医療機関で診断を受けたことがある。 ・約1割が現在医療的ケアを受けている。

- 
- 障がい者および介助者(支援者)の高齢化を見据えた支援内容の検討が必要です。
 - 障がい区分別または年齢による障がい特性の違いに配慮した支援内容の検討が必要です。
 - 障がい者の高齢化や「親亡き後」に備え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、生活支援の充実が必要です。

(2)障害福祉サービス等の利用について

【調査結果の概要（ポイント）】

18歳以上	・現在利用している障害福祉サービスは、「障害者相談支援」「生活介護」「就労継続支援（B型）」の順に多い。 ・今後利用したい障害福祉サービスは「居宅介護（ホームヘルプ）」「短期入所（ショートステイ）」「障害者相談支援」の順に多い。 ・障害福祉サービス等について、「利用しやすい」と回答した人は約2割となっている。 ・今後、障害福祉サービスを利用しやすくするために「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」「自分にとって何が必要なサービスか判断できるような手助けが必要」などの希望が多い。
18歳未満	・「放課後等デイサービス」を現在利用している人は50.9%、今後利用したい人は71.9%となっている。 ・「児童発達支援」を現在利用している人は29.8%、今後利用したい人も29.8%となっている。 ・障害福祉サービス等について、「利用しやすい」と回答した人は約8割

- 「居宅介護」「短期入所」「障害者相談支援」などの利用ニーズへの対応が必要です。18歳未満では、特に「放課後等デイサービス」の利用ニーズへの対応が必要です。
- 障害福祉サービス等の内容や申請手続き等に関して、障がいの特性に応じた分かりやすい情報提供が必要です。

(3)住まいや暮らしについて

【調査結果の概要（ポイント）】

18歳以上	・自宅（アパートなどを含む）で家族や親族と暮らしている人は7割以上となっている。 ・自宅（アパートなどを含む）で一人で暮らしている人は1割となっている。 ・精神障がい者の2.5割が一人暮らしを希望している。
-------	---

- 引き続き自宅で生活できるよう、在宅サービスや障がいに適した住環境の整備などの充実が必要です。
- 障がい者本人が望む暮らしを叶えるためのきめ細かな支援の検討が必要です。

(4)相談について

【調査結果の概要（ポイント）】

18歳以上	・悩みや困ったことの相談先は、「家族や親戚」「友人・知人」「かかりつけの医師や看護師」の順に多くなっている。 ・相談したいことは、「自分の体調のこと」「自分や家族の老後のこと」「自分の介助・介護・支援のこと」「生活費や収入のこと」の順に多い。 ・障がい者福祉や生活に関する相談支援として希望することは、「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」が最も多く、次いで「特にない」「1か所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい」となっている。
18歳未満	・悩みや困ったことの相談先は、「相談支援事業所(相談支援専門員)」「家族・親戚」「友人・知人」の順に多くなっている。 ・約9割の人が相談できる相手がいると回答。そのうち約7割が「相談相手は、発達に不安や障がいのあるお子さんがいる」となっている。 ・「相談相手がいらない」と回答した人は、「相談窓口より保護者同士などの相談相手が重要だと思うが、どのようにしてつながりをつくれればよいかわからない」が約7割と最も多くなっている。 ・相談機関に期待することは、「必要な支援につなげてくれること」が7割以上と最も多く、次いで「具体的な対応に関するアドバイス」が約6割、「いつでもすぐに相談にのってもらえること」が約5割となっている。

●障がい福祉や生活などに関する悩みをいつでも気軽に相談できる窓口機能の充実とその周知が必要です。

(5)就労や日中の活動について

【調査結果の概要（ポイント）】

18歳以上	・障がい者の日中の主な過ごし方として、「自宅で過ごしている」が約4割と最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が約2割、「福祉施設、作業所等に通っている（生活介護・就労継続支援A型・B型・就労移行支援含む）」が約1割となっている。 ・知的障がい者では、「福祉施設・作業所等」で働く人が多い。 ・勤務形態についてみると、「パート、アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が最も多く、障がい種別にみると、身体障がい者は「自営業、家業など」が多い。 ・仕事をするうえで「給料が少ない」ことに困っている人が多い。 ・未就労者における今後の希望は、「仕事はできない」が約5割を占めており、就労希望は約2割となっている。 ・未就労の理由としては、「高齢」「障がい・病気のため」が8割以上となっている。
-------	---

- 障がい者の雇用や職場定着等に向けた関係機関との連携の強化をはじめ、企業における障がい者雇用への理解促進、労働条件や人権への配慮などの働き掛けの充実が必要です。

(6)理解促進と社会参加について

【調査結果の概要（ポイント）】

18歳以上	・障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるかについてみると、「ない」が6割となっている。「少しある」「ある」をあわせて約3割となっており、学校・仕事場、外出先で嫌な思いをしていることが多い。 ・人とコミュニケーションをとるときに4割以上が困ることがあると回答している。特に、知的障がい者、発達障がいの診断を受けている人で困る人が多い。人とコミュニケーションをとりやすくするために「ゆっくりと話してほしい」が非常に多い。 ・近所の人や地域の人とのつきあいでは、「親しく付き合っている」が2.5割程度となっている。しかしながら、地域との関わりを持ちたいと望む障がい者が多数を占める。 ・60歳以上では「親しく付き合っている」が多い。 ・精神障がい者では「地域の人とはあまり関わりを持ちたくない」が多い。 ・5～10年前と比べた障がいのある人に対する理解については3割以上が「進んでいる」と感じているものの、半数近くが「進んでいない」「わからない」と回答している。 ・障がいのある人への理解を深めるために「障がいに関する広報や啓発の充実」をはじめ、「学校や生涯学習の場で人権教育の充実」「町民との交流の機会を増やす」「障がいに関する講演会やイベントを開催する」が必要とされている。 ・成年後見制度については、3割近くが「内容(意味)を知っている」と回答しており、約3割が必要になったときに「利用したい」と回答している。また、約2割が講義や研修があれば「学びたい」と回答している。
18歳未満	・差別・偏見・嫌がらせ・仲間外れにされたと感じることは、「ほとんどない」が約4割、次いで「時々ある」「わからない」の順となっている。知的障がい・発達障がいでは、「学校などでの人とのつきあい」で最も多く差別・偏見を感じたと回答している。 ・5～10年前と比べた障がいのある人に対する理解については4割以上が「進んでいる」と感じているものの、半数以上が「進んでいない」「わからない」と回答している。

- 障がいに対する理解を進めるために、地域の福祉活動等を通して、障がい者と地域住民との交流の機会を充実させることが必要です。
- 実際に支援に携わっている幼稚園・保育所の先生や学校の教員への障がいに関する理解・啓発を行うことが必要です。
- 障がい者とのコミュニケーションにおいて、例えば「ゆっくりと話す」ことは、比較的誰にでもできることなので、広く啓発することが必要です。

(7)災害時のことについて

【調査結果の概要（ポイント）】

18歳以上	・「砥部町避難行動要支援者」への登録について、「登録している」が1割未満、「知っているが登録はしていない」が3.8割、「わからない」が4割以上となっている。 ・家族の不在時、近所に助けてくれる人が「いる」は約3割、「いない」「わからない」をあわせて6割以上となっている。特に、18～59歳の比較的若い層で「いない」の割合が高い。 ・災害時に困ることは、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」「投薬や治療など必要な医療が受けられる避難場所がわからない」「安全なところまで、すぐに避難することができない」の順に多い。
-------	---

- 災害時に支援が必要な障がい者について、引き続き個別での避難行動要支援者への登録の周知啓発をはじめ、障がいの特性に応じた適切な避難支援に向けたアプローチを行うとともに、地域住民・関係機関との連携が必要です。
- 災害時に、避難場所において、必要な物資の確保や障がい特性に応じた支援を受けることができる体制づくりが必要です。

(8)療育・保育・教育について

【調査結果の概要（ポイント）】

18歳未満	・子どもの発達不安や障がいに関心したきっかけとして、家庭内や保育所・幼稚園等の先生の助言、病院での気づきが多い。また、定期健診も重要な役割を果たしている。 ・ほとんどの子どもが学校等へ通っている。 ・放課後や長期休業中の過ごし方は、「自宅で家族と過ごす」「放課後等デイサービスや日中一時支援事業を利用」が多い。 ・放課後や休日の施設などの利用状況では、「放課後等デイサービス」「図書館」「児童館」の利用が多い。 ・「図書館」「児童館」「子育て支援センター」「とべっこら」「ぽっかぽか」「つどいの広場」については、「利用したくてもできない」が一定数おり、理由としては「本人が行きたがらない」「平日しか利用ができない」などが多くあげられている。 ・保育所、学校や療育機関に対して、「子どもの障がいの特性や発達に合わせた支援をはじめ、「保育士・教職員などの障がいへの理解」「周囲の子どもへの理解を深めるための交流機会の充実」「進級・進学などの進路相談」などが求められている。
-------	--

- 障がいの早期発見のために、引き続き定期健診等への受診勧奨が必要です。
- 学校等での人権教育の充実など、障がいのある人への理解を深めるための学びの場の充実が必要です。
- 子どもの障がい特性に応じた児童通所支援の提供体制の充実をはじめ、保護者等の精神的負担の軽減に向けた相談支援などの取組の充実が必要です。

(9) 介助者や家族への支援について

【調査結果の概要（ポイント）】

18歳以上	・介助者(支援者)への支援として「支援制度や障害福祉サービスなどの情報提供・相談窓口の充実」が最多、次いで「本人の介助や支援から離れる時間を作ってくれること」が求められている。 ・レスパイト入院・入所の利用意向では、「利用したい」が約2割、「利用したくない」が1.3割、「わからない」が約3割となっている。 ・「家族会」や「当事者会」の活動の認知度は「知っている・聞いたことがある」をあわせて約3割、「全く知らない」が約4.5割、「どちらともいえない」が約4.5割となっている。
18歳未満	・障がい児の介助や支援にあたっての不安や悩みは「専門の医療機関や療育機関が少ない」が約3割となっている。 ・障がい児の保護者や家族に対して必要な支援として、「専門家による障がい児や発達に関する不安のあるお子さんの子育て相談」が最多、次いで「保護者への心理的ケアやカウンセリング」となっている。 ・きょうだいについての不安や困りごととして、「特にない」「きょうだいはいない」が多いものの、「きょうだいが好きなおこと・やりたいことを我慢している」「保護者がきょうだいに十分に接する時間が取れない」「きょうだいと本人の関係がうまく保てない」なども一定の回答があった。

- 介助者が休息できるような支援や仕組みづくりが必要です。
- 支援制度やサービスに関する情報提供、相談機会を充実させることが必要です。

(10)行政の福祉施策について

【調査結果の概要（ポイント）】

18歳以上	・障がいのある人が住みやすいまちをつくるため、本町が力を入れて取り組むべきこととして、「医療費の助成や手当の支給など経済的な支援を充実する」「誰もが障がいについて学び、理解を深める機会を増やす」「相談できる場所を増やす」などが多い。
18歳未満	・障がいのある人が住みやすいまちをつくるため、本町が力を入れて取り組むべきこととして、「すぐに相談できる体制を充実する」「医療費の助成や手当の支給など経済的な支援を充実する」「就労のための支援や働く場を増やす」などが多い。

- 
- 福祉分野のみならず多様な関係分野や関係機関との連携、調整の強化による、支援体制の充実が必要です。

3 ヒアリング調査からみる課題

(1) 団体・事業所(抜粋)

今後取組を進めるにあたって 大事な視点	◆児童発達支援事業所がない、放課後等デイサービスは1事業所しかない、特別支援学校のスクールバスが町内に停まらない。 ◆就労に関する事業所等、地域での受け皿がないため新規事業所の誘致の検討が必要 ◆社会参加の機会が少なく、情報発信も少ない。 ◆町内の各事業所が集まり、障がい者家族向けの説明会などを行えないか。 ◆基幹相談支援センターがあると、担当ケースで相談したい時や情報共有など関わりやすいのではないか。 ◆相談支援専門員が不足している。 ◆子どもから大人まで利用できる総合型の支援施設が必要ではないか。 ◆行政職員の障がいに対する知識・理解促進が必要 等
必要な行政支援や 仕組み等	◆地域住民や関係機関との交流の場、交流を企画する場 ◆困難ケースなどへの同行訪問 ◆ペアレントトレーニング等のニーズに対応するための公共施設の無料貸出しおよび早期予約 等



行政・事業所と分かれるのではなく、一丸となって住民が住みやすいまちづくりができるよう、他機関の活動やシステムを学ぶ機会やサービスの充実が必要だと思っています。

(2) 保育所・学校等(抜粋)

配慮の必要な児童について	◆配慮を要する児童への支援で困っていることについて、「職員の知識や経験が不足している」「施設内の環境整備が十分でない」「人員不足で十分に関われない」「保護者の理解・協力が得られない」が多い。 ◆配慮を要する児童への対応や支援で今後必要なことについて、「専門職による相談・助言(医療・行政・福祉)」「検診・診断の充実」「職員数の増加」が多い。
医療的ケア児について	◆医療的ケア児の受け入れについて保護者から相談のあった施設・学校は1件 ◆医療的ケア児を受け入れるための課題について、「看護師等専門職の配置が難しい」「医療的ケア児の受け入れや医療的ケア児に関する研修の機会が乏しい」などが多い。
今後取組を進めるにあたって大事な視点	◆教育委員会担当者の専門知識の習得が必要 ◆実際に他園や療育施設の保育を参観して学ぶなどの研修制度が必要 ◆身体障がい児や医療的ケアの必要な子どもが町内の小学校入学を希望した場合のスムーズな受け入れ体制、町内で子どもを育てる意識の拡大が必要 ◆障がい児保護者が安心して働ける体制、同じ境遇の人が集まる機会の創出などが必要 ◆就学前の幼小の連携体制の整備が必要 等



子どもにとって本当に必要な学びの場を提供するために、一番大切なことが何なのかを考え、専門的な意見を反映させて、対応していくことが必要だと思っています。

第2部

障がい者計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本理念と基本目標

本町におけるまちづくりの上位計画である「第2次砥部町総合計画」においては、まちの将来像として「文化とところがふれあうまち」を目指し、健康・福祉分野における目標を「だれもが地域で幸せに暮らすことができるまちを実現します」と定めています。

前期計画においては、地域に暮らす誰もが、住み慣れた地域で健康で安心して未永く生活できる社会の実現を目指し「ノーマライゼーション ～ 障がいの有無にかかわらず、地域においてお互いを尊重し合い、ともに生活し活動できる社会づくりの実現 ～」を、その基本理念と決めました。

この基本理念は「第2次砥部町総合計画」におけるまちの将来像や健康・福祉分野における目標の考え方と同じ方向性であることから、現計画においても、この基本理念を継続し、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して自分らしく地域で暮らすことができる社会を目指しています。

● 基 本 理 念 ●

ノーマライゼーション

～ 障がいの有無にかかわらず、
地域においてお互いを尊重し合い、
ともに生活し活動できる社会づくりの実現 ～

前期計画においては、この基本理念の下、5つの基本目標に基づき、それぞれに今後の方針を掲げ、施策を推進してきました。

現計画では「基本理念」の実現に向けて、国、県の動きや本町における社会的背景の変化、新たな課題等を踏まえ、改めて7つの「基本目標」を定めています。

この「基本目標」に基づいて、それぞれに「基本施策」を定め、個別の取組を推進しています。個別の取組については、これまで実行してきた事業に対して、現状に応じた見直しや新たな事業の追加など、環境の変化に対応した取組を推進しています。

【基本目標 1】**障がいへの理解促進と差別解消**

障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を深め、心のバリアを取り除いて全ての人が共に生きることができる「共生社会」づくりを推進します。また、情報格差の解消や権利擁護に関する制度の普及啓発等を図り、障がい者が安心して生活できる環境づくりに努めます。

【基本目標 2】**地域における支援体制の整備**

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、ケアマネジメント体制の充実や総合的な相談体制の整備を推進します。また、一人一人の特性やニーズに応じたサービスの提供をはじめ、支援サービスの充実を図るとともに、サービスの周知に努め、利用を促進します。

【基本目標 3】**保健・医療対策の充実**

誰もがその人らしく生き生きと過ごせるよう、生涯を通じた健康づくりを支援します。また、障がい者とその家族が安心して生活できるよう、医療に関する相談支援体制の充実や地域医療体制の整備等に努めるとともに、心の健康に関する取組を推進します。

【基本目標 4】**療育・保育・教育の充実**

障がいの早期発見に努め、障がいのある子どもの個性や能力を尊重し、その可能性を最大限に伸ばして生きる力を育ていけるよう、保健、医療、福祉、教育等関係機関の円滑な連携による、切れ目のない支援体制の充実を図ります。また、インクルーシブ教育を推進し、相互理解を促進します。

【基本目標 5】**雇用・就労に対する支援**

障がい者が個性と能力を十分に発揮し、社会的、経済的に自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携して、就労に必要な支援を進めるとともに、雇用の促進を図ります。

【基本目標6】**交流と社会参加活動の促進**

障がい者が地域の一員として地域社会に参加できるよう、社会参加を促進する環境の整備に努めるとともに、スポーツや文化活動を通じた交流機会の充実を図り、相互理解を促進します。

【基本目標7】**福祉のまちづくりの推進**

障がいがあっても地域で安全に、快適に暮らすことができるよう、公共施設や公共交通機関、道路、公園等のバリアフリー化の推進をはじめ、防災・防犯体制の充実、住民参加による身近な地域での障がい者福祉の充実を図り、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

2 施策体系

基本理念	ノーマライゼーション ～ 障がいの有無にかかわらず、地域においてお互いを尊重し合い、 ともに生活し活動できる社会づくりの実現 ～
------	---

基本目標		基本施策	
1	障がいへの理解促進と差別解消	1	心のバリアフリーの促進
		2	情報アクセシビリティの向上
		3	成年後見制度等の利用促進
2	地域における支援体制の整備	4	相談支援体制の充実
		5	福祉サービス等の充実
		6	生活の場づくり
3	保健・医療対策の充実	7	保健事業の充実
		8	医療・リハビリテーションの充実
		9	心の健康づくり
4	療育・保育・教育の充実	10	早期発見とフォロー体制の充実
		11	教育・保育連携による切れ目のない支援
		12	インクルーシブ教育の推進
5	雇用・就労に対する支援	13	障がい者雇用の促進
		14	就業機会の拡充と定着の促進
6	交流と社会参加活動の促進	15	地域における交流機会の充実
		16	スポーツ・文化活動等の促進
7	福祉のまちづくりの推進	17	福祉のまちづくり
		18	防災・防犯体制の強化
		19	地域福祉の推進

第2章 施策の展開

基本目標Ⅰ 障がいへの理解促進と差別解消

基本施策1 心のバリアフリーの促進

全ての人から心のバリアを取り除くため、人にやさしいまちづくりやイベントを通じた福祉啓発の推進を図ります。

【具体的な施策】

施策名	取組内容	担当課
人にやさしいまちづくりの推進	●人権教育や人権啓発に取り組み、障がいの有無にかかわらず、全ての人が共に生きることができる「共生社会」づくりを推進します。	介護福祉課
イベントを通じた福祉啓発の推進	●障がい者団体が実施するイベントや体験学習を町民に周知し、障がい福祉への理解の促進を図ります。	介護福祉課

基本施策2 情報アクセシビリティの向上

生活に関するさまざまな情報を、障がいの有無にかかわらず誰もが必要に応じて手に入れることができるよう、情報格差の解消に努めるとともに、相談支援事業の活用を推進します。

【具体的な施策】

施策名	取組内容	担当課
障がい者間の情報格差の解消	●町ホームページでの行政情報等の提供にあたっては「砥部町ウェブアクセシビリティ方針」に基づき、障がい者や高齢者にも見やすい字幕の適切な活用やカラーユニバーサルデザインへの配慮など、分かりやすい表現に努め、多様な障がいの特性を踏まえたホームページの作成および運営に努めます。	企画政策課
相談支援事業の活用	●地域生活支援事業の充実を図るとともに、相談支援事業所と連携し、家族に療育方法の情報提供やカウンセリング等の支援を行います。また、相談員相互のネットワーク化等を図り、その活用を推進します。	介護福祉課

基本施策3 成年後見制度等の利用促進

成年後見制度等、権利擁護に関する制度の普及啓発や利用促進を図ります。

【具体的な施策】

施策名	取組内容	担当課
権利擁護の普及と利用促進	●「砥部町成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、計画に基づき、制度の普及啓発や利用促進を図るとともに、権利擁護支援のネットワークづくりを進めます。	介護福祉課
苦情に対する適切な対応	●福祉サービス利用者と事業者の間に生じた苦情について、利用者の権利を擁護しサービスを適切に利用できるよう、公正・中立な第三者機関として苦情解決援助を行う愛媛県社会福祉協議会の周知を図ります。	介護福祉課

基本目標2 地域における支援体制の整備

基本施策4 相談支援体制の充実

障がい者の地域における生活を支援するため、一人一人の生活に合わせた適切なサービスが総合的かつ継続的に提供されるよう、ケアマネジメント体制の充実や自立支援協議会の有効活用に努めるとともに、総合的な相談体制の整備に努めます。

【具体的な施策】

施策名	取組内容	担当課
計画相談支援事業の推進によるケアマネジメント体制の充実	●計画相談支援事業の充実を図り、障害福祉サービスが有効に利用されるよう、ケアマネジメント体制の充実に努めます。	介護福祉課
地域自立支援協議会の有効活用	●地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて、中核的な役割を果たす「砥部町自立支援協議会」の有効な活用に努めます。	介護福祉課
総合的な相談体制の整備	●障がいを理由とする差別に関する相談や紛争の防止および解決を図るため、総合的な相談支援体制の整備や関係機関との連携を強化します。	介護福祉課

基本施策5 福祉サービス等の充実

障がい者一人一人の特性やニーズに応じたサービスが提供できるよう、福祉サービスの利用を促進するとともに、サービス供給基盤の整備等や福祉サービスの充実に努めます。

【具体的な施策】

施策名	取組内容	担当課
サービス供給基盤の整備・充実	●在宅の障がい者やその家族が地域で安心して生活できるよう、事業者に対し施設整備支援を行い、障がいの特性やニーズに対応できるサービスの提供に努めます。	介護福祉課
福祉サービスの利用促進	●補装具費支給制度、自立支援給付、地域生活支援事業等の障がい福祉制度について、分かりやすくサービス内容を掲載したパンフレットの配布やホームページの内容の充実により、周知・広報に努め利用を促進します。	介護福祉課
福祉サービスの充実	●障がい者が安心して地域で暮らし、生活の質的向上が図られるよう、障害福祉サービス等や地域生活支援事業の充実に努めます。	介護福祉課

基本施策6 生活の場づくり

障がい者が地域で生活できるよう、地域移行支援を推進するとともに、住宅改修費助成の周知に努めます。

【具体的な施策】

施策名	取組内容	担当課
地域移行支援の推進	●精神科医療機関などの入院者や施設入所者等で、地域生活が可能な人が地域で生活できるよう、地域移行支援事業や地域定着支援事業を推進するとともに、施設整備支援や地域の支援体制づくりに努めます。	介護福祉課
住宅改修費助成制度の周知	●障がい者が安心して在宅で生活できるよう、住宅改修費の助成制度について、ホームページやガイドブック等による周知に努めます。	介護福祉課

基本目標3 保健・医療対策の充実

基本施策7 保健事業の充実

全ての世代に一貫した健康づくりを支援するとともに、高齢化に伴う障がい発生を予防し、健康寿命の延伸を目指します。

【具体的な施策】

施策名	取組内容	担当課
全ての世代に一貫した健康づくり	●「砥部町健康づくり計画・食育推進計画」に基づき、生涯を通じた健康づくりを支援します。 ●集団検診完全予約制や「とべっち健康ドック」を実施するとともに、受診しやすい環境の整備を行い、質の向上を図ります。また、特定健診未受診者勧奨の効果を検証し、受診意識の向上や新しい方法等、事業内容の改善を図ります。	保険健康課
高齢化に伴う障がい発生の予防	●フレイル状態や健康状態に問題がある高齢者を把握し、積極的な介護予防事業の利用促進を図ることで、健康や生活状態の改善を図り、健康寿命の延伸を目指します。 ●高齢者の閉じこもりを防ぎ、生きがいのある生活を送れるよう支援します。	介護福祉課

基本施策8 医療・リハビリテーションの充実

地域で切れ目のない医療が提供され、障がい者とその家族が安心して生活できるよう、医療相談支援体制の充実を図ります。

【具体的な施策】

施策名	取組内容	担当課
医療相談支援体制の充実	●地域において切れ目のない医療が提供されるよう、医療相談支援の充実を図ります。特に、難病患者およびその家族の療養上、生活上の悩み、不安等の解消を図るため、難病に関する専門的な相談支援体制の充実に努めます。また、県、医療機関と協議し、レスパイト入院先の確保に努めます。	保険健康課

施策名	取組内容	担当課
地域医療体制の整備	●かかりつけ医と精神科医の医療連携の強化や早期退院に向けた取組を行います。また、資源の情報共有と活用により、入退院時における医療と地域の連携の強化に努めます。	保険健康課
医療制度の普及・啓発	●障がい者福祉のしおりやホームページを活用して自立支援医療費制度の普及・啓発に努め、精神疾患にかかる通院患者の自己負担の軽減を図ります。	介護福祉課

基本施策9 心の健康づくり

精神障がい者やその家族が、住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、心の健康づくりを推進するとともにサポート体制を周知します。

【具体的な施策】

施策名	取組内容	担当課
心の健康づくりの推進	●地域に密着した「砥部町地域活動支援センターひとやすみ」「総合福祉センターはらまち」等で、精神障がい者やその家族を対象としたソーシャルクラブや家族教室を開催し、参加促進を図ります。	保険健康課
相談等のサポート体制の周知	●ひきこもり相談窓口やこころの健康相談の周知、広報を活用した知識の普及・啓発を図るとともに、相談に対しては、保健師が相談や訪問に応じ、本人や家族の状態に合わせて「砥部町地域活動支援センターひとやすみ」の利用や就労等につなぎます。	保険健康課

基本目標4 療育・保育・教育の充実

基本施策10 早期発見とフォロー体制の充実

障がいの早期発見に努めるとともに、一人一人のニーズに応じた支援ができるよう、関係機関や専門機関が連携し、地域の療育体制および相談支援体制の充実を図ります。

【具体的な施策】

施策名	取組内容	担当課
疾病等の早期発見	●乳幼児健診を通して、運動機能障がいや知的障がい、発達障がいのある子どもの早期発見に努めるとともに、情報提供書等を基に医療機関と行政、地域が連携し、障がい児の相談支援体制の充実を図ります。	保険健康課 子育て支援課
地域の療育・相談支援体制の充実	●保護者等と近隣住民との子育てに関する情報交換や交流、仲間づくりなどの支援体制を整備し、障がい児を地域で療育する体制の整備を図ります。また、子育て世代包括支援センターを中心に、療育・保育・教育の連携を図り、支援体制のチーム化と強化を図ります。	子育て支援課

基本施策11 教育・保育連携による切れ目のない支援

障がいのある子ども一人一人の状況に応じて、その可能性を最大限に引き出し、個性や能力を伸ばしていけるよう、保健・医療・福祉・教育の関係分野が連携し、児童・生徒への包括的な支援を行います。

【具体的な施策】

施策名	取組内容	担当課
教職員に対する研修の充実	●全ての教育関係者に対して、障害者権利条約やインクルーシブ教育、合理的配慮への理解等の研修や啓発活動を行い、障がいに関わる教育の在り方を研究していくことで、障がいのある子どもについての理解と認識を深めます。	学校教育課

施策名	取組内容	担当課
乳幼児期から学齢期における支援	●障がい児の日常生活および社会生活を支えるために、児童の発達段階や障がいの特性を踏まえた、学びと健やかな成長を支援するため、放課後の居場所づくりや通常学級および特別支援学級での充実した教育を支援します。また、支援員や加配保育士、発達検査員や相談員の確保に努めます。	子育て支援課 学校教育課
保健・医療・福祉・教育の連携	●保健・医療・福祉・教育の関係分野が連携し、保護者の理解を促進するために家庭との連携や支援に努め、障がい児の就学に向けた支援体制の充実を図ります。また、一人一人の成長過程における能力や障がいの特性に応じた学習指導体制の充実を図ります。	学校教育課
児童・生徒への包括的な支援	●医療や療育機関等と連携し、自閉症、LD(学習障がい)、ADHD(注意欠陥多動性障がい)などの発達障がいのある児童や生徒、重度や重複障がい児等それぞれの障がいの特性に応じた教育方法の工夫、改善に努めます。さらに、就学時や卒業時に支援が途切れることのないよう、幼保小の連携や、卒業時の進路指導など、切れ目のない支援体制を充実します。	学校教育課
学校と家庭の連携による保護者への支援	●スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを活用し、学校と家庭、関係機関との連携を図り、児童・生徒のケアをはじめ、教職員や保護者への助言などを行い、保護者への支援や交流の促進を図ります。	学校教育課
特別支援教育および障がいについての理解の推進	●広報紙やホームページ、リーフレットなど、さまざまな媒体の活用や研修会、講演会等の開催を通して、特別支援教育の紹介や障がいについての啓発に努め、理解の促進を図ります。	学校教育課

基本施策12 インクルーシブ教育の推進

障がいの種類や程度などに応じた教育の推進や障がい者の生涯学習を推進します。

【具体的な施策】

施策名	取組内容	担当課
特別支援教育の推進	●障がい児に必要な能力が身に付くよう、特別支援学級の設備を充実するとともに、学校生活支援員の確保と適正な人員配置に努め、児童・生徒の一人一人の特性に応じた教育の充実を図ります。また、幼稚園での特別支援教育を推進します。	子育て支援課 学校教育課
障がい者の生涯学習の推進	●障がいのある子どもと障がいのない子どもとの交流や共同学習を積極的に進め、相互の理解を促進します。また、教育、学習面の活発化を図り、障がい者の生涯学習を総合的に推進します。	社会教育課

基本目標5 雇用・就労に対する支援

基本施策13 障がい者雇用の促進

障がい者が経済的に自立した生活を送ることができるよう、関係機関等と連携して、就労の支援や雇用の促進を図ります。

【具体的な施策】

施策名	取組内容	担当課
障がい者に対する就労支援の強化	●ノーマライゼーションの理念の実現を目指し、質の高い自立した生活ができるよう、就労移行支援や就労継続支援により、障がい者の就労を支援します。	介護福祉課
福祉機関と労働機関の連携	●公共職業安定所や「えひめ障がい者就業・生活支援センター」などの関係機関と連携し、障がい者の就労に関する情報提供に努めます。	介護福祉課
町における障がい者雇用等の促進	●町における法定雇用率を満たす障がい者雇用を推進するとともに、役場内で調達する物品等については、障がい者施設等の製品を優先的に調達するよう、積極的に取り組みます。	総務課 介護福祉課

基本施策14 就業機会の拡充と定着の促進

障がい者が職業に就き、社会的、経済的に自立できるよう、就労移行・就労継続支援サービスの充実を図ります。

【具体的な施策】

施策名	取組内容	担当課
就労移行・就労継続支援サービスの充実	●自立支援給付における就労移行支援や就労継続支援のサービス提供を行い、就労に必要な知識および能力の向上を図ります。	介護福祉課

基本目標6 交流と社会参加活動の促進

基本施策15 地域における交流機会の充実

障がい者が地域で共に生きる人たちと交流し、地域の一員として生活していくことができるよう、イベントや事業を実施し社会参加を促進します。

【具体的な施策】

施策名	取組内容	担当課
イベント・事業の実施	●障がい者の自主的な社会参加や障がい者相互の交流を支援し、社会参加が促進できるよう環境整備に努めます。	介護福祉課
障がい者の社会参加の促進	●屋外の移動が困難な障がい者に対して、社会参加を促進するためガイドヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援します。また、タクシー利用助成事業の内容を充実し、障がい者の社会参加や経済的な負担の軽減を図ります。	介護福祉課

基本施策16 スポーツ・文化活動等の促進

障がいのある人となない人の交流機会を充実させるため、イベント等への参加促進に努めます。

【具体的な施策】

施策名	取組内容	担当課
イベント等への参加促進	●障がいがある人となない人が各種スポーツやレクリエーションのイベントに積極的に参加することにより、触れ合い、交流する機会を充実するとともに、地域における理解を深められるよう、交流機会の情報提供に努めます。	介護福祉課

基本目標7 福祉のまちづくりの推進

基本施策17 福祉のまちづくり

全ての障がい者が、安全、快適に生活し社会参加できるよう、公共施設等の整備など、ハード面でのバリアフリー化の推進に努めます。

【具体的な施策】

施策名	取組内容	担当課
公共施設等のバリアフリー化	●バリアフリー新法等に基づき、官公庁施設や交通機関、その他公共施設について、障がい者が円滑に利用できるよう必要な配慮を求めます。また、民間の建築物のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化について県と連携を図り、理解を求めます。	介護福祉課 建設課
交通安全意識の啓発	●交通安全意識の向上を目指し、児童・生徒や高齢者を対象とした交通安全活動を実施します。	総務課
安全で快適な通行空間の確保	●道路の整備において、歩道の幅員の確保と段差の切り下げ、視覚障がい者誘導用の点字ブロック、音声案内設備や案内標識の効果的な設置など、バリアフリー化を進め、障がい者にやさしい通行空間の確保に努めます。	建設課
心のバリアフリー化（ソフト面）	●障がいのある子どもの特性に応じた学校施設、設備等のバリアフリー化など、学習環境の整備に努め、障がいのある子もない子と共に学習し、触れ合うことにより、児童・生徒の心のバリアフリー化を促進します。	学校教育課
公園・水辺空間などのオープンスペースの整備	●公園の整備において、障がい者や高齢者をはじめ、誰もが気軽に訪れ、集い憩える場の整備に努めます。	建設課

基本施策18 防災・防犯体制の強化

一人で避難することが難しい障がい者や高齢者への災害時の支援の充実に努めます。また、見守り体制の充実を図り、特殊詐欺等の被害防止に努めます。

【具体的な施策】

施策名	取組内容	担当課
防災対策の充実	●災害を想定した町の総合防災訓練の実施や各地域での自主防災組織の防災訓練等への活動支援を行い、防災意識や技術の向上に努めます。	総務課 介護福祉課
防災ボランティアの育成	●障がい者施設等を対象に、防災講話や訓練を企画し、平時からの防災意識の向上を図ります。 ●災害時に、地域や隣近所が協力して助け合う自主防災組織や防災ボランティアの育成を図るため、社会福祉協議会、関係機関と連携して訓練や研修会を実施し、町民の意識の向上を図るとともに、組織づくりを推進します。	総務課 介護福祉課
救援体制の整備	●避難行動要支援者名簿を作成し、同意の得られた人の情報を自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者と共有し、災害時の安否確認等に活用します。	総務課 介護福祉課
福祉避難所の設置	●学校や公民館などの指定避難所のバリアフリー化を推進します。また、福祉避難所開設についての指針を作成します。	介護福祉課
防犯・防災見守り体制の整備	●障がいがある人が緊急時に周囲の支援を受けられるよう、ヘルプカード ^{※5} ・ヘルプマーク ^{※6} 、救急・医療キット等の普及を図ります。さらに、独り暮らし等の在宅の重度身体障がい者等に対し、在宅高齢者安心生活支援事業を普及し、家庭での事故や急病、災害等の緊急事態に備えます。	介護福祉課
特殊詐欺等の防止	●障がい者施設や担当部署等からの要請を受け、消費者教育や啓発による特殊詐欺等の防止など、状況に応じた活動を行います。	商工観光課

⁵ ヘルプカード：困りごとや周囲の人をお願いしたいことを書いて携帯し、周囲の人に適切な配慮や支援を求めることができるカードのこと。

⁶ ヘルプマーク：義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるストラップのこと。

基本施策19 地域福祉の推進

住み慣れた町で、全ての人が自分らしく安心して生活できるよう地域福祉を推進するため、ボランティア活動への参加を促進するとともに、関係機関とのネットワーク体制の構築に努めます。

【具体的な施策】

施策名	取組内容	担当課
ボランティア活動への参加促進	●社会福祉協議会と連携し、地域団体や企業等に啓発を行うとともに、地域のボランティア活動の相談窓口やNPO等の活動推進団体に専門的な情報提供を行い、活動への参加促進や担い手の育成を図ります。	介護福祉課
関係機関とのネットワークの構築	●子育て世代包括支援センター、保健センター、相談支援事業所等が連携し、身近な地域で専門的相談を行えるよう、ネットワーク体制の構築に努めます。	介護福祉課

第3部

第7期障がい福祉計画

および

第3期障がい児福祉計画

第Ⅰ章 第6期計画の進捗状況

Ⅰ 成果目標の進捗状況

(1)福祉施設入所者の地域生活への移行

令和5年度末までに、令和元年度末時点の福祉施設入所者15人のうち1人(6.7%)を削減目標としていましたが、令和4年度末では0人となっており、施設入所からの地域生活移行者数についても0人となっています。

	令和5年度末の 目標数値	令和4年度末の 進捗状況	国の基本指針
①令和元年度末時点の施設入所者数	15人 (基準値)	—	—
②令和4年度末の施設入所者数	14人	15人	—
③施設入所者の削減見込み(①－②)	1人	0人	—
④施設入所者の削減割合(③/①)	6.7%	0.0%	①から1.6%以上 削減
⑤令和元年度末の施設入所からの地域生活移行者数	2人	0人	—
⑥地域生活移行率(⑤/①)	13.3%	0.0%	①の6%以上

(2)地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等の整備については、令和2年度に整備しています。検証および検討の実施回数は目標達成となっています。

	令和5年度末の 目標数値	令和4年度末の 進捗状況	国の基本指針
地域生活支援拠点等の整備箇所数	1か所	1か所	各市町村または各 圏域に1箇所以上 を確保
地域生活支援拠点等(システム)が有する 機能の充実に向けた検証および検討の年 間の実施回数(回/年)	1回/年	1回/年	年1回以上、運用 状況を検証および 検討

(3)福祉施設から一般就労への移行等

■ 一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、令和5年度末において9人を目標としていますが、令和4年度末では1人となっています。

	令和5年度末の 目標数値	令和4年度末の 進捗状況	国の基本指針
①福祉施設から一般就労への移行者数	9人	1人	令和元年度実績 から1.27倍以上 の移行
②就労移行支援事業を利用した一般就労 への移行者数	2人	0人	令和元年度実績 から1.30倍以上 の移行
③就労継続支援A型事業を利用した一般 就労への移行者数	4人	1人	令和元年度実績 から概ね1.26倍 以上の移行
④就労継続支援B型事業を利用した一般 就労への移行者数	3人	0人	令和元年度実績 から概ね1.23倍 以上の移行

■ 就労定着支援事業

就労定着支援事業の利用者については、令和5年度末において7人を目標としていますが、令和4年度末では3人となっています。

就労定着支援事業所については、令和4年2月より1事業者が指定を受けています。

	令和5年度末の 目標数値	令和4年度末の 進捗状況	国の基本指針
⑤就労定着支援事業の利用者数	7人	3人	就労移行支援事業 を通じた移行者の うち就労定着支援 利用者7割
⑥就労定着支援事業所の箇所数	0箇所	1箇所	
⑦上記⑥のうち就労定着率が8割以上の事 業所数	0箇所	0箇所	
⑧就労定着率8割以上の事業所の割合	—	—	就労定着率8割以 上の事業所が全体 の7割以上

(4)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催や参加者数、目標設定および評価の実施回数は目標達成となっています。

		令和5年度末の 目標数値	令和4年度末の 進捗状況	国の基本指針
①保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催回数		1回	1回	
②保健、医療および福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数		10人	10人	
③保健、医療および福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	目標設定	1回	1回	
	評価	1回		
④精神障がい者の地域移行支援		1人	0人	
⑤精神障がい者の地域定着支援		0人	0人	
⑥精神障がい者の共同生活援助		1人	5人	
⑦精神障がい者の自立生活援助		0人	0人	

(5)障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制の整備等については、目標達成となっています。

	令和5年度末の 目標数値	令和4年度末の 進捗状況	国の基本指針
①児童発達支援センターの設置数	1箇所（圏域 ^{※7} ）	1箇所（圏域）	各市町村もしくは圏域に少なくとも1箇所以上
②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1箇所（圏域）	4箇所（圏域）	全ての市町村
③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	3箇所（圏域）	4箇所（圏域）	各市町村もしくは圏域に少なくとも1箇所以上
④主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス支援事業所の設置数	2箇所（圏域）	5箇所（圏域）	各市町村もしくは圏域に少なくとも1箇所以上
⑤医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	設置済み	設置済み	各市町村もしくは圏域に設置
⑥医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	1人	各市町村もしくは圏域に設置

⁷ 圏域：松山圏域のこと。

(6)相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等については、概ね達成となっています。地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数については、令和5年度末において1件を目標としていますが、令和4年度末では0件となっています。

	令和5年度末の 目標数値	令和4年度末の 進捗状況	国の基本指針
①総合的・専門的な相談支援の実施の有無	実施	実施	令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保
②地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1 件	0 件	
③地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	6 件	6 件	
④地域の相談機関との連携強化の取組実施回数	6 回	6 回	

(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組については、研修への職員の参加人数は目標達成となっていますが、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については未達成となっています。

		令和5年度末の 目標数値	令和4年度末の 進捗状況	国の基本指針
①都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数		1 人	1 人	令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築
②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制有無	有	無	
	実施回数	1 回	0 回	

(8)その他の活動指標

■ 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等に対する支援については、目標達成となっています。ペアレントメンターの人数とピアサポートの活動への参加人数については目標を上回る進捗となっています。

	令和5年度末の 目標数値	令和4年度末の 進捗状況	国の基本指針
①ペアレントトレーニング※ ⁸ やペアレントプログラム※ ⁹ 等の支援プログラム等の受講者数	1人	1人	
②ペアレントメンター※ ¹⁰ の人数	1人	2人	
③ピアサポート※ ¹¹ の活動への参加人数	1人	21人	

⁸ ペアレントトレーニング:保護者が子どもとより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラムのこと。

⁹ ペアレントプログラム:育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムのこと。

¹⁰ ペアレントメンター:自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者のこと。

¹¹ ピアサポート:障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題解決等を支援したりする活動のこと。

2 障害福祉サービス等の実績

(1) 訪問系サービス

居宅介護は、利用者数、時間数共に増加傾向にあります。

訪問系サービスの合計をみると、利用者数は計画を上回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人/月	40	42	44	44	46	48
	時間/月	720	756	792	779	751	842
重度訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	人/月	5	5	5	5	5	5
	時間/月	70	70	70	61	61	58
行動援護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
合 計	人/月	45	47	49	49	51	53
	時間/月	790	826	862	840	812	900

注：令和5年度は見込値

(2) 日中活動系サービス

生活介護の利用者数、日数は計画を下回っています。

就労移行支援、就労継続支援(A型＝雇用型)の利用者数は計画を下回っていますが、日数は計画を上回っています。

就労継続支援(B型＝非雇用型)の利用者数はおおむね計画どおりですが、日数は計画を上回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	52	54	56	44	47	48
	人日/月	936	972	1,008	835	833	908
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	1	0	0	1	1	3
	人日/月	4	0	0	10	6	7
就労移行支援	人/月	5	5	5	4	3	5
	人日/月	45	45	45	82	58	98
就労定着支援	人/月	1	1	1	1	3	3
就労継続支援 (A型＝雇用型)	人/月	34	36	38	33	32	35
	人日/月	544	576	608	662	620	740
就労継続支援 (B型＝非雇用型)	人/月	69	72	75	74	74	73
	人日/月	966	1,008	1,050	1,217	1,219	1,281
療養介護	人/月	2	2	2	2	2	2
短期入所* (ショートステイ)	人/月	-	-	-	10	9	10
	人日/月	-	-	-	53	48	62

注：令和5年度は見込値

*短期入所(ショートステイ)の第6期実績値は、福祉型と医療型の合算値

(3)居住系サービス

共同生活援助(グループホーム)および施設入所支援の利用者数は、おおむね計画どおりです。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	13	14	15	14	15	16
施設入所支援	人/月	14	13	13	15	15	15
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0

注: 令和5年度は見込値

(4)相談支援

計画相談支援の利用者数は増加傾向にあり、計画を上回っています。

地域移行支援は利用がなく、計画を下回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	44	46	48	50	53	57
地域移行支援	人/月	1	1	1	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0

注: 令和5年度は見込値

(5)地域生活支援事業

日常生活用具費支給事業については、情報・意思疎通支援用具の件数が計画を大きく下回っています。また、排泄管理支援用具の件数、移動支援事業の利用時間は増加傾向にあります。

サービス種類		単位	第6期計画値			第6期実績値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業		箇所	4	4	4	4	4	4
成年後見制度利用支援事業		人/年	0	1	1	0	2	0
支 意 援 思 疎 通	コミュニケーション支援事業	人/年	9	9	9	7	7	8
	手話通訳者派遣事業	件/年	67	69	71	53	70	72
	要約筆記者派遣事業	件/年	1	1	1	0	0	0
日 常 生 活 用 具 費 支 給 事 業	介護・訓練支援用具	件/年	5	5	5	1	4	0
	自立生活支援用具	件/年	6	6	6	1	0	4
	在宅療養等支援用具	件/年	5	5	5	4	5	0
	情報・意思疎通支援用具	件/年	46	46	46	29	29	27
	排泄管理支援用具	件/年	652	664	676	553	594	634
	住宅改修費(居住生 活動作補助用具)	件/年	1	2	2	1	1	0
手話奉仕員養成研修事業 (修了者)		人/年	2	2	2	1	1	10
移動支援事業		実人数/年	22	22	22	25	25	25
		延時間/年	1,031	1,031	1,031	1,338	1,588	1,491
日中一時支援事業 (任意事業)		実人数/年	7	8	10	3	2	2
		延日数/年	42	48	60	17	6	6
地域活動支援センター 事業		箇所	1	1	1	1	1	1
		実人数/年	45	47	49	38	28	30

注：令和5年度は見込値

(6) 児童通所支援等

児童発達支援の利用者数、日数は、令和3年度を除いて計画値を下回っています。

放課後等デイサービスの利用者数は計画を下回っていますが、保育所等訪問支援および児童相談支援については増加傾向にあります。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	28	31	34	28	26	31
	人日/月	252	279	306	259	196	304
放課後等 デイサービス	人/月	54	62	71	39	48	52
	人日/月	540	620	710	471	493	537
保育所等 訪問支援	人/月	1	1	1	1	2	3
	人日/月	1	1	1	1	4	5
医療型児童 発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童 発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
児童相談支援	人/月	20	22	24	18	20	27
医療的ケア児等 コーディネーター 配置人数	人/年	0	0	1	3	3	4

注：令和5年度は見込値

第2章 令和8年度の成果目標の設定

Ⅰ 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和4年度末時点の福祉施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、令和8年度末における地域生活移行者数の目標を以下のとおり設定します。

【第7期計画の目標】

国の基本指針

- ・地域移行者数：令和4年度末時点の施設入所者数(22人)の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末時点の施設入所者数(22人)から5%以上削減

項目	目標値	考え方
入所者数(A)	15人	令和4年度末時点の入所者
入所者数(B)(見込)	14人	令和8年度末時点の入所者数の見込み
【目標】地域生活移行人数(C)	1人	令和4年度末時点からの施設入所から地域生活への移行見込み
	6.7%	移行割合(C/A)
【目標】削減見込み(率)	1人	令和4年度末時点から令和8年度末までの施設入所者の削減数(A-B)
	6.7%	削減割合((A-B)/A)

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた体制づくりが必要です。そのため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の活性化に向けた取組をはじめ、入所施設等から地域への移行、地域での定着支援などについての目標を以下のとおり設定します。

【第7期計画の目標】

国の基本指針

・保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催回数、関係者の参加者数、目標設定、および評価の実施回数を設定

項目	目標値	考え方
協議回数	4回／年	保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催回数
参加者数	8人	協議の場における参加者数
協議の場の目標設定	1回／年	協議の場の目標設定
評価の実施回数	1回／年	協議の場の評価の実施回数

3 地域生活支援の充実

地域生活支援について、拠点整備や体制構築に向けた目標を以下のとおり設定します。

【第7期計画の目標】

国の基本指針

- ・各市町村または圏域において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障がいをもつ者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

項目	目標値	考え方
地域支援拠点の整備	1か所	令和8年度末時点の整備か所数
コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の構築	構築済み	令和8年度末までに効果的な支援体制および緊急時の連絡体制を構築
コーディネーターの配置人数	1人	
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証および検討の実施回数	1回／年	
強度行動障がいをもつ者への支援体制の整備	整備済み	令和8年度末までに支援体制を整備

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行等について、国の基本指針や県の方針等を踏まえつつ、町の実績や現状、近隣自治体の状況等を加味した目標を以下のとおり設定します。

(1) 福祉施設利用者の一般就労への移行

【第7期計画の目標】

国の基本指針

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業を利用しての移行者数：令和3年度実績の1.31倍以上
- ・就労継続支援A型事業を利用しての移行者数：令和3年度実績1.29倍以上
- ・就労継続支援B型事業を利用しての移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上

	項目	数値	考え方
基準値	令和3年度の一般就労移行者数	1人	令和3年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標値	令和8年度の一般就労移行者数	3人	令和3年度実績の1.28倍以上
目標値	令和8年度の就労移行支援事業利用一般就労者数	1人	本町の実情に合わせて1人
目標値	令和8年度の就労継続支援A型事業利用一般就労者数	1人	本町の実情に合わせて1人
目標値	令和8年度の就労継続支援B型事業利用一般就労者数	1人	本町の実情に合わせて1人

(2) 就労移行支援事業所の割合【新規】

【第7期計画の目標】

国の基本指針

- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上

	項目	数 値
基準値	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	0か所
目標値	令和8年度に就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	1か所

(3) 就労定着支援事業の就労定着率

【第7期計画の目標】

国の基本指針

- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

	項目	数 値
基準値	就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	0.0%
目標値	令和8年度末時点の就労定着支援事業の利用者数	9人
目標値	令和8年度末時点の一定期間の就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	100.0%

5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制の整備等については、国の基本指針や県の方針等を踏まえつつ、町の実績や現状を加味した目標を以下のとおり設定します。

(1) 児童発達支援センターの整備

【第3期計画の目標】

国の基本指針

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村または圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築
- ・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村または圏域に1か所以上
- ・令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること

項目	目標値	考え方
児童発達支援センターの設置数	1か所	令和8年度末時点の圏域における状況
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築済み (4か所)	
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の設置数	4か所	
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	5か所	
令和8年度末時点の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済み	令和8年度末時点
令和8年度末時点の医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	4人	

6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等について、基幹相談支援センターについては本町では設置予定がないため、広域での設置および利用を検討します。また、協議会における事例検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組については、令和6年度より実施予定のため各年度における目標を以下のとおり設定します。

【第7期計画の目標】

国の基本指針

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

項目	目標値	考え方
基幹相談支援センターの設置	1か所	広域での設置を検討
協議会における事例検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組	実施	各年度における協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の実施と取組を行うために必要な協議会の体制の確保
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	2回	
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討参加事業者・機関数	4事業者・機関	
協議会の専門部会の設置数	3部会	
協議会の専門部会の実施回数	12回以上	

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築については、国の基本指針や県の方針等を踏まえつつ、町の実績や現状を加味した目標を以下のとおり設定します。

【第7期計画の目標】

国の基本指針

・障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

◎活動指標

- ・都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や市町村職員対象の研修における本町からの参加人数
- ・障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析し、その結果を事業所や関係自治体等と共有する体制の有無およびそれに基づく実施回数

項目	目標値	考え方
参加人数	2人	令和8年度の都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加人数
体制の有無	有	令和8年度の障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制
実施回数	1回	

第3章 その他の活動指標

Ⅰ 発達障がい者等に対する支援

発達障がいのある人を早期に発見し、対応するために、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発達障がいのある人およびその家族等に対する支援体制を確保することが必要です。

そのため、発達障がい者等に対する支援についての目標を以下のとおり設定します。

【第7期計画の目標】

国の基本指針	◎活動指標
	・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
	・ペアレントメンターの人数
	・ピアサポートの活動への参加人数

項目	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値	考え方
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	2人	2人	2人	各年度の実施者数
ペアレントメンターの人数	2人	2人	3人	各年度の人数
ピアサポートの活動への参加人数	22人	23人	25人	各年度の参加人数

第4章 障害福祉サービスの見込量

障害福祉サービスの見込量およびその確保のための方策については、本町の障がい者を取り巻く現状の変化や第6期計画期間の利用実績、アンケート調査結果における障がい者ニーズの分析などを踏まえて、次のとおり設定します。

1 訪問系サービス

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	44	46	48	52	57	62
	時間/月	779	751	842	931	1,020	1,110
重度訪問介護	人/月	0	0	0	1	1	1
	時間/月	0	0	0	240	240	240
同行援護	人/月	5	5	5	5	5	5
	時間/月	61	61	58	60	60	60
行動援護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
合 計	人/月	49	51	53	57	62	67
	時間/月	840	812	900	991	1,080	1,170

注：令和5年度は見込値

見込量確保の方策

○今後見込まれる多様なニーズに対応できるようサービス提供体制の確保に努めるとともに、相談支援事業所などと連携しながら情報提供に努め、より多くの障がい者や障がい児がサービスを利用できるよう体制整備に努めます。

2 日中活動系サービス

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	44	47	48	49	50	51
	人日/月	835	833	908	931	950	969
うち重度障がい者の利用	人/月				21	22	22
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	1	1	3	3	3	3
	人日/月	10	6	7	7	7	7
うち精神障がい者の利用	人/月	0	1	2	2	2	2
就労選択支援 【新規】	人/月					24	24
就労移行支援	人/月	4	3	5	5	5	5
	人日/月	82	58	98	100	100	100
就労定着支援	人/月	1	3	3	4	6	9
就労継続支援 (A型＝雇用型)	人/月	33	32	35	36	37	38
	人日/月	662	620	740	720	740	760
就労継続支援 (B型＝非雇用型)	人/月	74	74	73	76	79	82
	人日/月	1,217	1,219	1,281	1,292	1,343	1,394
療養介護	人/月	2	2	2	2	2	2
短期入所 (福祉型)	人/月	7	6	7	7	7	7
	人日/月	35	31	45	45	45	45
うち重度障がい者の利用	人/月				1	1	1
短期入所 (医療型)	人/月	3	3	3	3	3	3
	人日/月	18	17	17	17	17	17
うち重度障がい者の利	人/月				3	3	3

注：令和5年度は見込値

見込量確保の方策

- 身近な地域でニーズに応じた日中活動の場を提供できるよう、サービス提供事業者と連携し提供体制の確保に努めます。
- 日中活動系サービスを提供する施設については、継続して安全かつ適切にサービスが提供されるよう、老朽化への対応や耐震化等を行う事業者に対し施設整備に必要な支援を行います。

3 居住系サービス

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	14	15	16	17	18	20
うち重度障がい者の利用	人/月				3	3	3
うち精神障がい者の利用	人/月	5	5	6	6	6	6
施設入所支援	人/月	15	15	15	15	15	14
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1
うち精神障がい者の利用	人/月	0	0	0	1	1	1

注:令和5年度は見込値

見込量確保の方策
○地域生活への移行を進めるための重要な施設である共同生活援助（グループホーム）については不足していることから、事業者に対し施設整備に必要な支援を行い、その整備を促進します。 ○施設入所については、障害支援区分に基づき、必要な人が入所できるよう適切な支援に努めます。

4 相談支援

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	50	53	57	62	67	72
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	1	1
うち精神障がい者の利用	人/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1
うち精神障がい者の利用	人/月	0	0	0	1	1	1

注：令和5年度は見込値

見込量確保の方策
○計画相談支援について、サービス利用計画などの作成に関する支援を充実させるため、相談支援専門員の育成や負担軽減に努めるとともに、各事業所と連携して相談支援の質の向上に努めます。 ○地域移行支援、地域定着支援については、必要な人がサービスを利用できるよう、関係機関と連携して普及・啓発を図ります。

5 地域生活支援事業

サービス種類		単位	第6期実績値			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業		箇所	4	4	4	4	4	4
成年後見制度 利用支援事業		人/年	0	2	0	2	2	2
支 意 援 思 疎 通 事 業	コミュニケーション支援 事業	人/年	7	7	8	7	7	7
	手話通訳者派遣 事業	件/年	53	70	72	82	94	108
	要約筆記者派遣 事業	件/年	0	0	0	1	1	1
日 常 生 活 用 具 費 支 給 事 業	介護・訓練支援用具	件/年	1	4	0	5	5	5
	自立生活支援用具	件/年	1	0	4	5	5	5
	在宅療養等支援用 具	件/年	4	5	0	5	5	5
	情報・意思疎通支援 用具	件/年	29	29	27	28	28	28
	排泄管理支援用具	件/年	553	594	634	661	689	718
	住宅改修費(居住生 活動作補助用具)	件/年	1	1	0	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業 (修了者)		人/年	1	1	10	1	1	1
移動支援事業		実人数/年	25	25	25	26	27	28
		延時間/年	1,338	1,588	1,491	1,092	1,134	1,176
日中一時支援事業 (任意事業)		実人数/年	3	2	2	2	2	2
		延日数/年	17	6	6	10	10	10
地域活動支援センター 事業		箇所	1	1	1	1	1	1
		実人数/年	38	28	30	30	30	30
自動車運転免許取得費 助成事業		件/年	0	0	1	1	1	1
自動車改造費助成事業		件/年	1	1	0	1	1	1

注: 令和5年度は見込値

見込量確保の方策

- 相談支援事業は、障がい者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報提供や助言などを行うもので、障がい者の多様な相談ニーズに的確に対応できるよう、また、障がい者が自らサービスを適切に選択できるよう相談支援体制の充実に努めます。
- 成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の利用に要する費用のうち、障害者総合支援法施行規則に定める費用（成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）および後見人等の報酬等）の全部または一部の補助を行うもので、必要な人が利用できるよう周知に努めます。
- コミュニケーション支援事業は、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行い、聴覚に障がいがある人の意志疎通を支援するもので、引き続き円滑にサービスを提供するとともに、必要な人が利用できるよう周知に努めます。
- 日常生活用具費支給事業は、障がい者が円滑に日常生活を送れるよう用具を給付するもので、それぞれの障がい特性により必要性を検討し、引き続き適正な給付を実施します。また、障がい者のニーズを把握し、必要に応じて給付品目の見直しを行います。
- 移動支援事業は、障がいの特性により単独で外出することが困難な障がい者や障がい児の自立した生活と社会参加を促進するもので、利用者の状況を把握しながら、引き続き適切なサービス提供に努めます。
- 日中一時支援事業は、障がい者や障がい児に日中活動の場を提供し、介護者の負担軽減を図るもので、利用者の状況を把握しながら、引き続き適切なサービス提供に努めます。
- 地域活動支援センター事業は、障がい者に創作的活動や社会との交流促進などの機会、相談支援などを提供するもので、それぞれの障がいを理解し地域生活に馴染めるよう、引き続き支援します。
- 自動車運転免許取得費助成事業および自動車改造費助成事業については、利用実績が僅かですが、障がい者の社会参加を促進するため引き続き実施します。

第5章 児童通所支援等の見込量

児童通所支援等の見込量およびその確保のための方策について、本町の障がい児を取り巻く現状の変化や第2期計画期間の利用実績、アンケート調査結果における障がい児ニーズの分析などを踏まえて、次のとおり設定します。

Ⅰ 障がい児に関するサービス

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	28	26	31	35	39	44
	人日/月	259	196	304	315	351	396
放課後等 デイサービス	人/月	39	48	52	55	59	63
	人日/月	471	493	537	605	649	693
保育所等 訪問支援	人/月	1	2	3	3	4	6
	人日/月	1	4	5	6	8	12
居宅訪問型児童発 達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
児童相談支援	人/月	18	20	27	30	35	40
医療的ケア児等 コーディネーター 配置人数	人/年	3	3	4	4	4	4

注：令和5年度は見込値

見込量確保の方策

- 児童発達支援は、療育の観点から集団療育および個別療育を行う必要がある未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うもので、需要の増加が見込まれることから、多くの児童がサービスを利用できるよう提供体制の確保に努めます。
- 放課後等デイサービスは、就学している障がい児や発達に特性のある児童に対し、放課後や長期休暇中に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進など多様な支援を行うもので、計画期間中に需要の増加が見込まれることから、多くの児童がサービスを利用できるよう提供体制の確保に努めます。
- 保育所等訪問支援は、保育所・幼稚園・小学校等に在籍している障がいのある児童が、集団生活に適応することができるよう障がい児の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うもので、必要な児童が支援を受けられるよう周知に努めます。
- 児童相談支援は、一人一人に応じたサービス利用計画等の作成を行うもので、計画等の作成を円滑に行えるよう、相談支援専門員の育成や新たな事業者の参入を促進できるよう努めます。
- 医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるといった役割を担うもので、医療的ケア児等が適切に支援を受けられるよう、相談支援事業所等と連携し人材の確保に努めます。

第4部

計画の推進にあたって

第 1 章 計画の推進体制

1 関係機関との連携の強化

本計画の推進にあたっては、サービス提供事業者や社会福祉協議会をはじめ、保健・医療機関、町内の障がい者支援団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、NPOなど多様な団体との協働体制の強化に取り組み、障がい者にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。また、障がい者への理解の促進に努め、地域においてお互いを尊重し合い、共に生活し活動できる「共生社会」を目指し、そのための基盤づくりや障がい者の社会参加の促進、安心して暮らすことの出来る支援体制の整備を図ります。

2 庁内連携体制の強化

障がい者福祉にかかる取組は、障害福祉サービス等の適切な提供だけでなく、障がいについての理解の促進、周知、啓発をはじめ、保健・医療、労働、教育など庁内の幅広い事業分野に及んでいます。本計画の推進にあたっては、庁内の関係部署が十分に連携を図り、分野横断的にさまざまな取組を推進する体制の強化を図ります。

3 有事の際の体制強化

新型コロナウイルス感染症の拡大は、障害福祉サービス等の利用や社会参加活動の制限等による利用者のストレスや事業所職員の負担の増加など、障がい者自身の活動および障がい者への支援活動にさまざまな影響を及ぼしました。

今後は、このような有事の際にもサービスの利用や提供に影響が及ぶことのないよう、サービス提供体制の強化に向けた検討を行います。

第2章 計画の周知および点検・評価

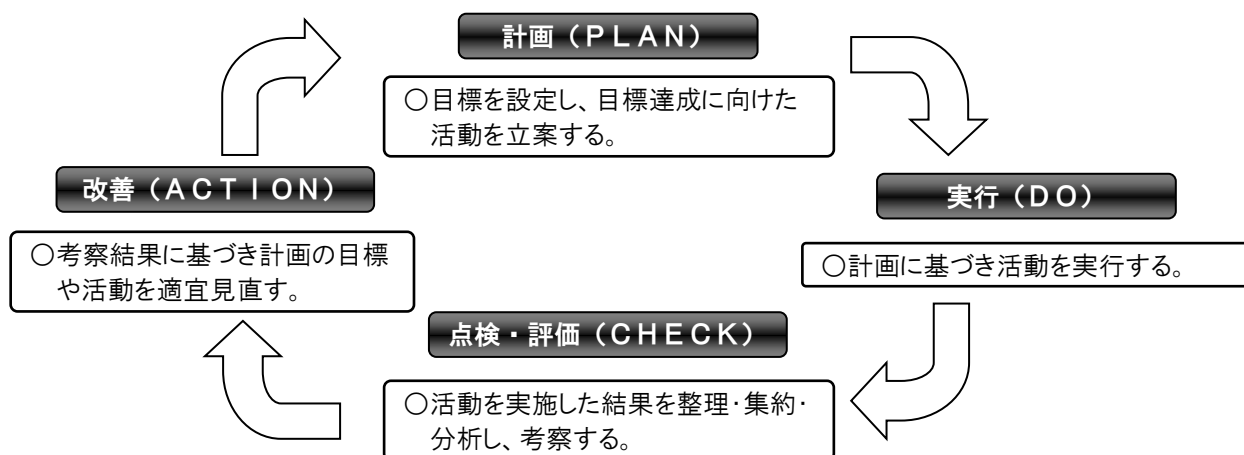
1 計画の周知

本計画は、障がい者、サービス提供事業所、関係機関や関係団体と行政との連携と協働による推進が重要です。そのため、町の広報紙やホームページ等をはじめさまざまな機会を通じて、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を公表し、広く周知を図ります。

2 計画の進行管理

本計画を着実に進行するため、PLAN(計画)、DO(実行)、CHECK(点検・評価)、ACTION(改善)による進行管理(PDCAサイクル)に基づき、進捗状況を管理するとともに、次の施策に生かすために必要に応じて改善を図ります。

【参考／PDCAサイクルのプロセスイメージ】



資料編

Ⅰ 砥部町障害者計画等策定委員会規則

令和2年3月31日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、砥部町執行機関の附属機関設置条例(平成23年砥部町条例第4号)第4条の規定に基づき、砥部町障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる計画の策定について必要な事項を調査、審議する。

- (1) 障害者計画
- (2) 障害福祉計画
- (3) 障害児福祉計画

(委員の構成)

第3条 委員会は、7人以内の委員で構成し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害福祉サービス事業者の代表者等
- (3) 障害福祉団体の代表者等
- (4) 指定相談支援事業所の代表者等
- (5) 公募により選考された住民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱に係る計画の策定完了の日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長を定めるための会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、介護福祉課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償については、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年砥部町条例第41号)の定めるところによる。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 砥部町障害者計画等策定委員会 委員名簿

(順不同、敬称略)

区 分	氏 名	団体名
学識経験を有する者	青木 長	医療法人誠志会 砥部病院 精神保健福祉士
障害福祉サービス 事業者の代表者等	三好 澄夫	社会福祉法人和泉蓮華会 指定障害者支援施設希望ヶ丘 事務長
障がい福祉団体の 代表者等	中村 昭三	とべ・ひびき会 会長
	野村 りえ	手をつなぐ育成会 会長
	沼田 正紀	精神障害者地域家族会みなみ会 会長
指定相談支援事業所 の代表者等	安原 優子	特定非営利活動法人 ぶちすてっぴ 理事長 特定相談支援事業所 ぶちすてっぴ 管理者 相談支援専門員
	三谷 吏代	砥部町社会福祉協議会 相談支援事業所 砥部町社協 職員 相談支援専門員

3 策定経過

年月日	実施事項	備考
令和5年 8月7日	第1回 砥部町 障害者計画等策定委員会	・委員委嘱 ・計画策定の概要について ・アンケート調査、ヒアリング調査の実施について ・計画策定スケジュールについて
令和5年 8月21日 ～ 10月13日	住民アンケート調査	
令和5年 8月21日 ～ 9月19日	団体・事業所 保育所・学校等ヒアリング調査	
令和5年 11月27日	第2回 砥部町 障害者計画等策定委員会	・アンケート調査結果の報告について ・ヒアリング調査結果の報告について ・計画書骨子案の審議について
令和6年 1月16日	第3回 砥部町 障害者計画等策定委員会	・計画書素案の審議について
令和6年 2月6日 ～ 3月6日	パブリックコメント	意見なし
令和6年 3月12日	第4回 砥部町 障害者計画等策定委員会	・計画の承認について

4 障害福祉サービス等の概要

サービス名	概要
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴や排せつ、食事、洗濯、掃除等の介助(支援)を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助(支援)や外出時の移動補助を行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービスです。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、食事や排せつなどの介助(支援)や外出時の移動補助などを行うサービスです。
重度障害者等包括支援	寝たきりなどで常に介護(支援)が必要な人で、介護(支援)の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護(ホームヘルプ)などのサービスを包括的に提供するサービスです。
短期入所 (ショートステイ)	介護(支援)する人が病気の時などに、障がいのある人が施設に短期間入所し、入浴や排せつ、食事の介護(支援)などを行うサービスです。
生活介護 (デイサービス)	常に介護(支援)が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。
施設入所支援	主として夜間に、施設に入所する人に対し入浴や排せつ、食事の介護(支援)などを行うサービスです。
自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労移行支援	一般就労したい人に、一定の期間、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行うサービスです。
就労継続支援(A型)	一般就労が困難な人が、働く場として事業所と雇用契約を結び、就労の機会や生産活動などの機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。
就労継続支援(B型)	一般就労が困難な人に、事業所と雇用契約を結ばずに、就労の機会や生産活動などの機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。
就労定着支援	就労移行支援などを利用して一般就労した人に対して、日常生活や就労で困っていることについて、その問題の解決に必要な指導や助言などを行うサービスです。

サービス名	概要
就労選択支援 【新規】	本人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理するなどの支援を行うサービスです。
自立生活援助	障がい者施設などを利用していた人で、一人暮らしを希望する人に、必要な情報の提供や助言、支援を行うサービスです。
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助などを行うサービスです。
療養介護	医療が必要で常に介護（支援）を必要とする人に、主に昼間に病院などで、機能訓練や療養上の管理、看護などを提供するサービスです。
移動支援	一人で移動することが困難な人に、自立した日常生活や社会参加のための外出の支援を行うサービスです。
日中一時支援	日中、介護者（支援者）の休息や不在の時に、見守りと日中活動の場を提供するサービスです。
地域移行支援	施設や精神科病院等からの退所・退院を希望する人の意向、適性、障がいの特性、環境や日常生活全般の状況を考慮して地域移行支援計画を作成し、面接や同行による支援を行うサービスです。
地域定着支援	24時間の連絡体制を確保し、地域移行をした人が障がいの特性に起因して緊急の事態が生じた場合に、利用者の自宅への訪問するなどにより支援を行うサービスです。
計画相談支援	○サービス利用支援 障がいのある人の心身の状況や生活環境等を勘案し、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮したサービス等利用計画の作成等を行います。 ○継続サービス利用支援 サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。

サービス名		概要
18 歳 未 満 対 象	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、外出することが非常に困難な児童の自宅を訪問し、日常生活に必要な動作の指導や、知識や技能を身に着けるための援助を行うサービスです。
	放課後等デイサービス	学校の授業終了後や休校日に、施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流促進などの支援を行うサービスです。
	保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。
	児童相談支援	障がい児通所サービスの利用を希望する人に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した「障がい児支援利用計画」の作成等を行います。

砥 部 町
障がい者計画
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画

発 行 / 令和6年3月
発 行 者 / 愛媛県 砥部町
問 合 せ 先 / 砥部町 介護福祉課 障がい福祉係
〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町宮内1392番地
TEL (089) 962-7255
FAX (089) 962-6820
E - Mail / 050kaigo@town.tobe.ehime.jp



四 国 | え ひ め

砥 部

T O B E